

平成23年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成23年6月9日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成23年6月13日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	平成23年6月13日	14時14分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 嚴	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	8番	久保 繁幸	9番	末次 利男	10番	山口 光章
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	岩島 正昭	環境水道課長	土井 秀文		
	副町長	永淵 孝幸	農林水産課長	新宮 善一郎		
	教育長	陣内 碩泰	税務課長	藤木 修		
	総務課長	毎原 哲也	建設課長	川崎 義秋		
	企画商工課長	岡 靖則	会計管理者	高田 由夫		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	野口 士郎		
	町民福祉課長	桑原 達彦	太良病院事務長	井田 光寛		
	健康増進課長	松本 太	太良病院院長	上通 一泰		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年6月13日（月）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成23年太良町議会6月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	10番 山口光章	<p>1. 地方分権型社会の構築について</p> <p>現在、地方分権が我が国の流れになっている時代である。しかし、分権世論はなぜわからないのか。地方分権論が盛んであるが、現職の町長として、地方分権の必要性はどのようなところにあると考えているのか。</p> <p>地方分権において、町長として、町政を担当して何が一番問題であるか。</p> <p>地方分権社会で、首長のリーダーシップはどのようなものか。</p> <p>地方分権での住民参加型のまちづくりはどのように考えているのか。また、職員が町民に対して親しまれる窓口事務についてはどうあるべきか。</p> <p>地方分権社会における我が町の福祉問題などは。</p>	町長 担当課
		<p>2. 墓所の整理について</p> <p>町営の火葬場「安穏の里」がオープンしたが、問題は墓所である。太良町内にはいくつもの墓所が墓地があるが、無縁仏などの墓石が数多く放置されているが、法的にも墓地の取り扱いには色々と問題があるが、どうにか整理はできないものか。</p>	町長 担当課
2	7番 見陣泰幸	<p>1. 病院運営について</p> <p>企業会計の一部適用から全部適用になって一年が経過したが、運営の進捗と、これからの取り組み方の考えを聞きたい。</p>	町長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
3	3番 平古場 公子	<p>1. 小児医療について</p> <p>太良町では、今年度から「南部地区小児時間外診療事業」に加入し、また、発達支援事業も計画され、町長の公約のひとつでもある「子育て支援の充実」が図られているところだが、その内容について質問する。</p> <p>(1) 南部地区小児時間外診療事業の内容について。</p> <p>(2) 太良町すこやか発達支援事業の内容について。</p>	町 長
4	8番 久保 繁 幸	<p>1. 地域防災計画について</p> <p>3. 1 1、東北地方で想定外の地震と津波が町や村を根こそぎ押し流し、福島原子力発電所の事故を発生させた東日本震災の件を踏まえ、本町の防災計画を問う。</p> <p>(1) 地震、津波発生時の避難計画はどのようになっているか。また、計画の見直しの必要性はないか。</p> <p>(2) 地震、津波に対する防災訓練はどのように行っているか。</p> <p>(3) 避難誘導は、地域住民へ周知徹底はなされているか。</p> <p>(4) 本町が受ける活断層をどのように見ているか。</p> <p>2. 経済対策について</p> <p>TPP（環太平洋経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）等の貿易自由化を叫んでいる現政府であるが、本町への影響をどう考えるか。</p> <p>(1) 一次産業へ及ぼす影響は。</p> <p>(2) 商工業への影響は。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	8番 久保繁幸	(3) 将来、本町への経済への影響をどう見込むか。	
5	9番 末次利男	1. 林業行政について (1) 分収林契約の考え方について。 (2) 優良材生産と利用促進について。	町長
		2. 防災行政について (1) 治山・治水計画について。 (2) 地域防災対策について。	町長
		3. 山の名称変更について (1) 黒木岳の改名についての考えについて。	町長

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は5名であります。通告に従い、順次質問を許可します。

1番通告者、山口光章君、質問を許可します。

○10番（山口光章君）

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

今回の質問は、1つ、地方分権型社会の構築についてと町内の墓所の整理についてであります。

まずは1点目、地方分権型社会の構築について質問をいたします。

現在、地方分権が我が国の流れになっている時代であります。しかし、分権世論はなぜか沸かないのかなあということが気にかかっております。

それでは、何点かに分けて質問をいたします。

1点目は、地方分権論が盛んでありますが、現職の町長として地方分権の必要性はどうか、そこにあると考えておるか、それが1点。

2点目として、地方分権において町長として町政を担当して何が一番問題であるのか。また、その中において地方分権社会で首長のリーダーシップはどのようなものなのか、その考え方。

3点目は、今までにない地方分権での住民参加型のまちづくりはどのように考えているのか。また、町職員が町民に対して親しまれる窓口事務についてはどうあるべきか、これは企画課でもよろしいです。適当だろうと思います。

最後に4点目は、地方分権社会における我が町の福祉問題などはどのようにあるべきか。これは町民福祉課に答弁していただきます。また、福祉の上で障害児童への対応はどういったものか、教育委員会にお尋ねいたします。学校教育課長さんか、お願いいたします。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

山口議員の質問の1点目、地方分権型社会の構築についてのお答えをいたします。

通告によって議員から企画課長とか住民課長とか指名がございましたけども、通告によって私が全体的に流れを言いましてから2点目からお願いをしたいと思います。

地方分権のこれまでの流れを簡単に申し上げますと、平成7年に地方分権推進法、平成11年に地方分権一括法、平成18年に地方分権改革推進法の制定がされております。これらの基本理念は、国、地方の分担すべき役割を明確にし、地方自治体の自主性及び自立性を高めることによって地方自治体のみずからの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るというものでございます。

さて、現職の町長として地方分権の必要性はどうかと考えるかという質問でございますが、これにつきましては、これまでの中央集権型の行政システムが制度疲労を起し、それにかわるものとして地方分権型行政システムが主張されるようになってきたものだと考えております。

次に、地方分権において町長として町政を担当して何が一番問題であるかという質問でございますが、権限移譲で国、県のさまざまな事業が町に対し移譲されることになろうかと思いますが、その際、町が独自の施策を実施するための財源移譲がきちんとなされるのかどうか、それが最大の問題だろうと思います。

次に、地方分権社会で首長のリーダーシップはどのようなものかという質問でございますが、国、県からのさまざまな権限が移譲され、それに伴い財源も担保された本当の意味での地方分権社会が到来した場合、首長のリーダーシップは行政事務の管理や執行に重点を置くような存在ではなく、その地域内を活性化、発展させるべく地域内のあらゆる職種や人材を

統合し、あるいは結びつけ、地域を経営する感覚を持ったリーダーでなければならないと考えております。

次に、地方分権での住民参加型のまちづくりはどのように考えているかという質問ですが、現在社会の成熟化が進展し、町民一人一人のライフスタイルも大きく変化しており、社会的なニーズも多様化、高度化し続けております。今後、町民の広範にわたるニーズを満たすためには、町民や事業者、行政が一体となった取り組みが必要であり、そのためには町民と行政が共通の目的意識と責任を共有し、ともに地域を考え汗をかくことが必要と考えております。現在の住民参加型の取り組みといたしましては、第4次太良町総合計画策定に伴い町民から募集を行い、協働のまちづくり委員会を発足させ、ワークショップを開催をいたしております。また、その他各種委員会の委員に公募による委員の任命を積極的に行っておるところでございます。

次に、職員が町民に対して親しまれる窓口についてはどうあるべきかということですが、役場に来られる方は老若男女、さまざまな方がおられます。また、役場を訪問された理由も、また多種多様でさまざまでございます。住民票交付など定型的な事務手続に来られる方あるいは各種相談に来られる方、苦情に来られる方、職員と親しく接しようとする方、会話少なくできるだけ事務的に短時間で用事も済ませようとする方などいろんな方がいらっしゃいます。しかし、町民の方が役場を訪れるのは、解決したい問題あるいは処理したい事案があつて訪問されるわけですので、それにどう誠実に向かい対応するかが町民の方の行政に対する評価と信頼につながるものと考えております。誠実に向かうということは、言葉遣いはもちろん迅速な対応、要望、要求に対する適切な対応が不可欠でございます。住民の方の話をよく聞き、求められていることを的確に把握する能力、その解決のための業務の職種、複数の課をまたぐ案件の理解とその対応能力、これらをすべての職員が常日ごろから研さんをしていただかなければならないと考えております。便利で快適で親しまれ、そして信頼される役場であることこそ地域分権社会における行政窓口のあるべき姿だと考えております。

次に、地方分権型社会における我が町の福祉問題についてはのお答えをいたします。地方分権と福祉問題という広範な質問ですので、広範な視点でお答えをいたします。

市町村の福祉施策は、地方分権の進展度あるいは国と地方自治体の権限の配置などにより左右されると言っても過言ではないと思います。市町村を責任主体とする行政計画やその具体的事業、施策が一定の実効性のあるものとして着実に実施されていくためには、その内容に関する裁量権や財源が市町村になければならないと考えます。また、地域福祉の諸機能を充実、促進していくためには、市町村という住民に最も身近な基礎自治体、すなわち地域住民が自己決定できることが重要であり、それを実現するための地方分権でなければならないと考えております。

一方、地方分権が進められ、市町村の決定権限が増せば増すほど、同様に責任が高まり、

市町村の力量、とりわけ政策形成や計画策定、さらには条例制定などの能力が問われることになります。このことは、自治体の首長及び職員のみならず議会の責任も一層重みを増すことと言えます。そして、政策や計画の策定過程や実施、評価過程での住民のより一層実質的な参加のあり方が重要な課題であると考えております。従来、地方自治体は事務の大半を機関委任事務として国や県の指揮監督のもと執行してまいりましたが、今後は国などの指揮監督が弱まっていく状況において、市町村の自治や行政サービスをより望ましい形に進めていくには、従来の形式にとらわれない政策形成方式を構想、実践していくことが必要であると考えます。住民の方がどのようなサービスを望まれるのか、財源を含めてそのためにどのような手続、仕組みを用意していくのかという構想力が課題と考えております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

町長のそういった地方分権型社会における構想と考え方は十分に御理解いたしました。しかしながら、私がちょっと聞きたいのは、町職員が町民に対して親しまれる窓口事務とか、要するに福祉の上で障害児児童の対応とか、これもう全部地方分権時代に伴った考え方を答えていただきたいというわけですから、実際考えるのはトップであって、行動を起こす、動くのは担当課なんです。その動き方を私は知りたい。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

地方分権型社会における福祉問題に対する、特に障害者問題等に対する担当課の考え方という御質問だと理解してお答えいたしますけども、太良町内には現在754人の障害者の方がおられます。それで、いろんな障害者福祉の施策がございますけども、町民福祉課としては総合窓口という立場でございますので、いろんな障害者に対する施策に対してまずは第一の窓口ということで、どういうふうな障害者の方が望んでおられる部分あるか、あるいは困っておられる部分があるかというのをまずお聞きする部署だと思っております。そこで、初めて障害者の方が今現在困っておられる方に対してどう対応していいものかということを一義的に受け付けるところでございますので、専門的な知識を含めて誠意に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

福祉の上で別として75人の障害者がおられるというようなことでありますけども、障害児童の就学ですね、そういうのを、学校教育課長、お尋ねいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

学校に行くために保護者の方が自分の子供さんがどのような学校に行った方がいいとか、そういうお悩みをお持ちの御家庭もあろうかと思っております。そのような場合には、学習や生活

面あたりで教育的な支援を必要とする児童・生徒に対して適正な就学指導ができるような審議会等を実施をしております。

以上です。

○10番（山口光章君）

その問題に対しましては、また後ほど十分にお尋ねしたいと思いますけれども、通告書の1点目、2点目において再質問をいたします。地方分権の時代において地方自治体の自立を目指していろいろな構想を持って計画を立てたり、その目標に向かって頑張ろうという考え方の地方自治体もありますが、何といたっても問題は財源だと思いますが、我が町の財源の強化、どのような方策で行うべきだと考えておられますかということと、地方分権は町の将来にどのような効果をもたらすか、ですから財源の強化の方策と町の将来にどのような効果をあらわすか、この2点についてお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

財源につきましては、今交付税等々が国から来りますけれども、財源を分析いたしますれば、平等交付金が地方自治を恐らく害するんじゃないかというふうに思っております。これは将来的な水面下で行われてる道州制等々に害を及ぼす、そういうふうな方向にいくんじゃないかというふうに思っております。

それと、そういうふうな分権になった場合の政策、財源はどうするかということでございますけれども、そうなった場合は、当然今までの補助金等々をすみなくやっておりますけれども、そういうふうな補助金の見直し評価が厳しくなるんじゃないかと、それなりに財源を確保せないかんとということで、交付税が減れば減るほど皆さんたちに町民と一体平等で痛みを分かち合っていたかく、そういうふうな時代が来るんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

町長がおっしゃられましたなった場合、これは恐らくなるんですよね。だから、そういうつもりで方策を考えていってほしいと思います。

それから、これからは行政組織も大きく変わらなくてはならないと思いますが、どのようところが一番大事でしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

山口議員おっしゃる地方分権社会ということにつきましては、先ほど町長が申しましたように財源がどれほど来るかというのが最大の重要課題だという答弁をされております。その財源が来た暁に、じゃ行政組織としてはどうあるべきかということになりますと、これは今までは大体機関委任事務といって国、県から来た仕事を大体七、八割ぐらい役場の職員とい

うのはやっておる状況でございます。しかしながら、その分権型の社会ということになりますと、職員が自分の能力を発揮して、いかに自分たちの地方公共団体を発展させていくかという方向に大きく考え方を変えなければならないという状況が出てくると思います。したがって、その場合には役場の行政組織というのはいかにしてその町を発展させるかという方向に向かうための組織にある程度改編しなければならないというふうに考えます。ちょっと具体的には頭の中にまだ浮かびませんが、とにかく行政の役場の組織を行動的な形に変えると、そういう方向に持っていかなければ、とても地方分権型社会には対応できないというふうに思っております。

○10番（山口光章君）

行政組織も大いに変わらなくてはいけないということは、職員の意識ですね、意識も大切、もちろん議員の意識も大切です。ということは、チェックの機能をもっともっとこれまで以上に強化することも大事だろうと思います。自立していくには無駄を省いて物を大切にすることだろうとも思っております。

1つの例ですが、消防の防火水槽のことに触れてみたいと思います。これは1つの例です。これは町長も副町長もよう聞いてってください。このような話が出てまいりました。要するに防火水槽は各部落にありますよね、各部に。そういう地区の中で防火水槽の役目はどういったものかと。中山のほうは水泳ができて防火のためにも子供たちが泳げるためにもしております。今田植えのシーズンです。これははっきり言います。人が言うたらあれですけど、私が言うたら好かれんですけども、杉谷部落の防火水槽、あれの水は田植え用なんですか。あの水を拝借して自分の田に入れてる人おります。これはみんなその部落の部長の黙認、まあいいだろうと、区長さんがまあいいだろうと、それで通ることか通らないことか、まず初めにそれをお聞きしたいと思います。防火水槽の役目ですね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

防火水槽というのは、もちろんその目的は火災が発生したときに消火に使うと、水を使うというそういう目的のために設置をされておるものでございますので、今おっしゃった田んぼにそこから水を入れるということにつきましては、ちょっと全く考えられないと思います。

○10番（山口光章君）

いけないことはいけないと、そういうふうにお考えください。あとは、要するに消防車内の備品、備品をそのポンプを使うときに使用してるわけですよ。私が言うのは、地方分権になって自立をしていかない町にとって物を大切にしようというような中で、部のかぎをあげて、要するに消防自動車の部品、馬ですか、馬、ホースが道路で横断するときに使う馬、あれを使用しとると。かぎの保管場所はみんなそれぞれの部において、詰所において決まっています、決めています。ひょっと火事があったときに詰所をあげないかんからというて。それ

が団員ならともかく、退団した方がどういう消防の教育を受けてきたか知らんけども、そういうことはあってはならないと。もし火事的时候はどうするのかと、その備品はって、そしてたら火器点検さあどうとかと、備品検査と並べとるでしょう。あれは全くうそなんですよね、私から言わせたら。余りなあなあになつたらいかん。物を大切にすることは自立につながるわけですよ、辛抱するというは。それは言っときます。その辺は部長の責任、分団長、副団長、上は団長の責任ですよ、教育の仕方の。これだけ消防団に一生懸命になって議会は町も500人の定数にしたよというからやとるんですよ。こういうふうな人たちは要らんわけですよ。500人じゃなしに499人でいいわけですよ、実際、1人欠けても。何のためにお金をやとるですか。

次に、行政組織も大きく変わらなくてはいけないということで、これもまた身近なことに触れてみたいと思いますが、今までに余り触れてなかったことです。今までは太良病院の内部のことが議会としても非常に目につき、割と集中的に質問などが的を絞ってありました。自治体病院の赤字経営の中での看護師の態度とか、あるいはあいさつ、よい医者はいないのか、来ないのか、果たして接遇問題はどうかあるべきか、非常に町民の声が盛り上がっておりました。今、思えば、私もその質問者の一人でありました。今は異動されておられますけれども、当時の病院事務長としては接遇の問題に対しては非常に神経を使い努力をされておりました。まだまだ不十分ながらも、どうかこうにかよい結果に結びつくような傾向であります。もちろん病院運営委員会の指導力も大であったろうと思います。しかし、地方分権の時代においては、行政組織を変えていかないとならないと思うわけであります。まず1つ目は、簡単なことです、役場の職員の接遇問題ですよ、これどういった教育をしておられるのか。まずは職員のさわやかなあいさつ運動、これ意識の向上です。職員さんの意識の向上につながってくると思います。これ陣内校長先生だったころ、小学校でもできたことであります。あいさつ運動、あいさつ運動、耳にたこができるぐらいに一生懸命やっておられました、みずからにして。小学生でもやっている運動ですから、これは絶対できないことはないんですよ。そう私は思います。

2つ目は、カウンター外の職員の配置、カウンター外の職員の配置ですよ。今現在案内係を入り口付近に配置されておりますが、町民が見た目はどうかと、これ一長一短ございますが、そこが問題。あくまでも職員さんがその役目を果たすことができたなら、その案内をやるべきだと思います、私は。何の無駄遣いなんですか、あれは。座っておる人形ですよ。私はそう思いました。座ってるだけ、いらっしやいませ、お疲れさまでした、何でしょうか、こうでしょうか。全く動きがない。手を引いて動き回るあれは見たことがありません。職員が惜しいことにできないから人形さんを金を出して雇ってるわけですよ、かもしれません。それやったら、役場内に詳しい職員がやるべきではないかと思いますが、どんなもんでしょうかね。それで、1日に何人ぐらい、1カ月にすれば何人ぐらいどこの課が一番多いのか、

ちょっとお知らせください。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

まず、職員の接遇問題ですけれども、職員には毎月課長会もやっておりますが、その中でも町民の方が見えたら、一人一人相談に見える内容も違うと、ですからそういったことに対しては親切丁寧に、また例えば、それはわかりましたという問題、それはできませんよというときは、相手が納得されるようにきちんと内容まで説明して理解をしていただくようにするというような指導をしております。

それから、受付の問題ですけれども、受付の窓口事務については、以前町民の方からアンケートをとったこともございます。ここで数字的にはっきりわかりませんが、受付がいてくれて本当に助かったと、まず入ってきたときにその受付の担当がどういう御用件でしようかとか、ちょっときよろきよろとしてるときでもすぐ来てくれて、例えば体の不自由な方には2階へ連絡をとって担当を下のほうに呼んでもらうとか、そういった対応をしてもらって本当に助かったというふうなことも書いてありました。ですから、確かにそのとき、議員言われるように来られた町民の方の対応がどうであったのかというのははっきりわかりませんが、緊急雇用関係でうちも窓口でそういったほかの市や町に行けばいらいしゃいましたので、こういう職員がおればもっとスムーズに町民が見えられたとき担当のほうにも案内し、できるんじゃないかというようなことでやっておりますので、その辺は理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○10番（山口光章君）

その問題については、副町長と全く違う私は意見を持っております、実際ですね。その点は、人それぞれですから。

あいさつ運動においてよくあいさつをする人、太良町役場でよくあいさつをする人、あいさつが以前よりよくできるようになった人、全く昔からあいさつをしない人、この3種類がございます、現実に。だから、カウンターの1番受付のところには、よくあいさつをする人を異動させてください。そのほうがイメージがいいですよ、本当に。そこら辺の上司の教育ですね、課長さんたちの教育、課長さんたちが一番よく知ってると思います。この男はあいさつもせんとあつて歯がいきなあという人もおられるかもしれません。もともと上司でいる課長もあいさつもせんという人もおります。これは私がもう20年間経験してるんですから。これは各課全体に言えることであります。

次、以前にもこの言葉を使ったことがあります。公務員のことをパブリックサーバントといいますが、この意味としては公僕ですけど、国民のために奉仕をすることとなっております。これは十分おわかりだと思いますよね。太良町のパブリックサーバントというのは町民

のために奉仕をすることだと思いますが、だれでもいいです、課長さん、総務課長か、思いますが、どうであるか、そこら辺をお尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

パブリックサーバントということをごさいますて、これは今職員になっておる方は必ず初任者研修というのを受けまして、最初に職員になるときに研修を受けるものですが、この中で皆さんは公僕ですからということで、その自治体自治体の住民の方のある意味しもべですよということをお学んでおるはずでございます。したがって、私たちもそういう気持ちを持って仕事に当たっておるつもりでありますけれども、それがうまくできてるかどうかについては、ちょっと私個人的には全体はわかりませんが、恐らくほとんどの職員がそういう気持ちで役場に来られる方、役場に関係して仕事をされる方、その他来客される方、いろんな方の恐らく笑顔を、職員がしたことに対してありがとうございますと云ってもらうことに恐らく喜びを感じて仕事をしていると、私個人的にはそう思っております。そういうことは基本中の基本と申しますか、そういうことをごさいますので、恐らく皆さん職員は全部そういう気持ちで事に当たっておるというふうに考えております。

○10番（山口光章君）

パブリックサーバントということ国民に対して奉仕をするべき公務員の信条だと思いません。新しい職員が役場に、これはもう答弁も要りませんが、新しい職員が役場に入ったとき、先ほどおっしゃられました1週間あるいは10日間、研修に行くでしょう。その経費はどこから出てくるのかなあと。何の勉強をしに行くのかなあと。もちろん公務員としてパブリックサーバントとしての心構え、精神を養うために勉強しに行くのに、初歩としてのあいさつがよくできていないなんて、こりゃちょっと経費の無駄遣い、行かせないほうがいいんじゃないですかね。どのような気持ちで役場職員公務員になったかかもしれません、公務員としての経済力の安定なのか、しかし職員だけでなく議会のあり方も変わっていかねばなりません。それはチェックのあり方ですね。地方分権社会においては重要なことだと思っております。

そこで、提案ですけれども、先ほどの受付嬢を置くというようなことに反すると私は副町長の意見には述べましたが、これ玄関にチャームをつけたほうがいいと私思います。そのときに一斉に全部とは言いませんけれども、その玄関が見えるほうに職員さんが目を向けてやるんですよ、お客さんがいらしたと。1人でもいい、2人でもいい、あるいはみんな立っておはようございませうと云うてみんですか。どれだけ気持ちがいいか。そして、一人でもいいからそばに行って、きょうは何の御用事ですかと云うてやってもいいんじゃないですか。よそがしてないから、うちもしませんか、これ太良町の悪い癖ですよ。もうチャームをつけることによってバイトの案内係よりも安上がりなんですよ。もうお客様が来たのがわか

ります。これ意識の問題ですよ。たとえ忙しいことがあっても、仕事をやめてでもパソコンの指を外してでも、ペンを置いてでも、何やろうかというふうなことが何でできないのかなと私は思います。

次に、地方分権社会における我が町の福祉の問題についてお尋ねいたします。福祉の問題については幅が広いんですけども、たまたま大浦小学校の建設に当たっていろいろな障害の問題も出てきたわけで、バリアフリー、スロープをつくるとか、身障者のトイレをつくるとか、非常によく考えてもらえるとしますし、その前にお尋ねですが、そのような問題、福祉一般ですよ、これは町民からのあれですけども、そのような問題事項においては町民福祉課が担当、対応してくれるんじゃないかなと思っておりますが、電話でお尋ねしたところ余り関係がないと。福祉は福祉だけど、障害児は教育委員会のほうに言うてくれというような答えがありまして、町民側にとっては幾らか迷いを生じるのではないかと思いますけれども、その辺はどうなっとんですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

先ほども若干御答弁をいたしましたけども、障害者関係の相談の総合窓口というのを各市町村設置するように義務づけられておりますので、太良町においても町民福祉課が総合窓口という形で対応をさせていただいております。それで、その案件については、学校教育課の業務内容については内容等をお聞きした上で学校教育課に引き継ぐという形、あるいは健康増進課にかかわる分については健康増進課に引き継ぐという形をとらせていただいております。議員御指摘のとおり、もう身障者の御相談については、老人の方からお子様方、またいろんな範囲の特に個別の相談が多くございます。それに対する各ある意味の専門的な知識も必要でございますので、一応相談窓口は担当課のほうで町民福祉課でやらせていただいて、業務の中身の詳細については各担当課に引き継ぎをするということをやっております。しかし、その引き継ぎの仕方について町民の方々からわかりにくいという御指摘等をいただいた部分については、これは常に改善改善でございます、幾ら担当者が親切に説明したところで、実際相談に来られる方が理解をしていただけない、あるいは対応を快く思っただけなかつたら、結果的にはよくないことでございますので、その辺は十分気をつけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

時間がございませんのでちょっと急ぎますけれども、それではここで学校教育委員会ですか、課長さんにお尋ねします。障害を持つ児童の子についてお尋ねします。太良町には小・中学校合わせて4校がありますが、多良小学校に5名、大浦小学校に7名、多良中学校に3名、大浦中学校に3名、計18名の体の不自由な方々がおりますが、そのような児童・生徒に

対しての対応はどのようにされているのかお尋ねをいたします。いろんな病状の方がおられますけどね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

議員御質問の件ですけど、学習生活面で特別な教育支援が必要だというようなお子さんに対しては、適正就学委員会におきまして指導判別をさせていただきます。その内容といたしましては、そのお子様が特別支援学校がいいのか特別支援学級がいいのか通級のほうで軽度でいいかということで、いろんな知的障害、体が不自由だとか情緒、多動性、いろんな面があるかと思えますけど、そのような委員会で審議し、一応保護者の方にはそういう方向性があるのではありませんかということでお勧めをしたりしているような状況でございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

それは太良町適正就学指導委員会が行うものでしょう。各学校において私がお尋ねしたいのは支援員さんがおられますよね、1名ずつ、計4名、どちらの方でどういった経歴のある方ですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

特別、資格を持っていらっしゃる方ではございませんけど、やる気、そういう思いやりとか優しさとか障害者に対するそういうことで採用させていただいております。

○10番（山口光章君）

支援員さんという形ですけど、私はもう専門家だと思っておりました。これ思春期の大事な時期ですから、資格を持ってない、ただ思いやりがあり優しさがあり、それが必要でしょうけども、そこら辺はどうかなと私は思います。この太良町適正就学指導委員会の条例に、第2条の2と3、病弱、発育不全とか、あるいは比較的軽度の障害がある児童・生徒に対する通級指導対象の判別に関する事項の中で、第3条、委員会は17人以内をもって組織をします。その17人さんが知識の経験者あるいは医師または専門家、保健師、小・中学校長、特別支援学級担当者及び通級指導教室担当者として上げられておりますけれども、この17名以内、全部名前を上げていただけますか。そして、そういうふうな経験者、ただ優しさ、思いやりがあるだけの方なのか、それとも私がお尋ねしたいのは、その中に身障児を持っておられて育てた経験がある方がおられるのかどうか、そういうことをちょっと教えてください。もう時間がありませんから。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えします。

ただいま17名さんの名簿は持っておりません、ちょっと済みませんが。障害者をお持ち

の方がその委員の中にいらっしゃるかということについても、把握をしておりません。

○10番（山口光章君）

それでは答弁になっておりませんが、私一方通行で行きます。そしたら、第4条の中で会議ですね、会議、どのようなときに招集するのか、またそれ年に何回ぐらいやってくれるのかお尋ねします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えします。

会議につきましては、年に1回開催でございます。

○10番（山口光章君）

それで十分なのかどうか、その辺はちょっとわかりません。そちらのほうで考えてください。

ほいで、今度は太良町養護学校就学費補助金、これは全部地方分権にかかわることですから、交付要綱の中で年に7万8,000円、2回に分けて3万9,000円ずつ、これで十分なのかどうか、そこら辺ですね。そして、あとはちょっと早目に行きます。太良町就学援助の規則、その中で第3条の1、2、3、4、5、6ですね、いろんな助成があります。これはどこで決められるものなのか。学校給食費ですね、学用品などですね。修学旅行、部活活動費、学校保健条例、医療費、その他義務教育に伴って必要なもの、この6のその他義務教育に伴って必要なもの、これをお聞きしたいと思います。

そして、これ正常な方、正常と言うたら失礼な言い方ですけども、2つに分けられますよね、修学旅行のお金がないとかという人に対しての援助とか、あるいは身障者に対しての援助とか、これはどういった振り分けをして今まで来られたんですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

準要保護ということで、その援助の必要な方については、先ほど議員おっしゃったように通学用品、修学旅行の補助、給食費等、また新入学のときには新入学用品等を支給するというので、教育委員会委員においてその都度申請があった分について協議をさせていただいて支給するというような流れになっております。

○10番（山口光章君）

私自身はそれは当然のこと、当たり前のことだと私は認識をしております。

それでは、ここで担当課長の、これから先の地方分権における抱負はどのようなものか、それをお尋ねします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えします。

問題が大きいですけど、行政の学校教育の担当をさせていただいております上では、子供

たちの将来のことを第一に考えていかなければならないものだと思っております。したがって、いろんな知恵や工夫を出しながら、少ない予算で大きな効果が上げられるよう職員協力しながらいかなければいけないんじゃないかなと思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

そこで1つ提案ですけども、この7万8,000円、これをどうにか予算の少ない中でというよりも、何かの無駄遣いをするよりも上げていただきたいと。いただきたいじゃない、上げるべきではないかと、それだけ将来のことを課長が考えとるんだったら、抱負があるんだしたら、そこまでやるべきだと私思います。

それでは、町民福祉課にお尋ねいたします。町民福祉課にそういった福祉の面で本当に身障者でもいいですよ、あらゆる面で相談員はおりますか。専門のですよ。ただ職員さんがその担当になって相談を聞くというだけでないのかなあと思っていますけども、そこら辺はどうですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

障害者関係に対する専門員という立場の職員は現在おりません。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

そしたら、そういう方々はだれに相談をするんですか。そしてまた、どうして今置いてないのか。そこら辺ですよ。担当課で十分に2年先、3年先、その課が変わっていきますよね。その方々は身障者の場合にはずっと友達でおってやらないかんのですよ。心細いんですよ。弱い立場があるんですよ。そこら辺は考えて工夫をしてみたらどうかなと私は思います。

私も障害者の友達がございますけども、「心友」だと思っております。しかし、親しい友とは書きません。心の友としての「心友」としていろんな話を聞いております。そのようなことが担当課の職員さんで十分にできるかどうかと。その友達からも言われましたけれども、安心できる専門的な相談員さんが欲しいと。これ希望なんですよ、その方々の。自分たちが弱い立場だとは思ってない、当たり前と思うてるんですよ、自分たちは。当たり前になりたんですよ。そういうことも職員さんの意識さえあれば、そのように近づいてやるべきではないかと、そのように思います。

それでは次に、お待たせしました、参考のためですけれども、2点目の墓所の整理についてでございます。これは担当課長といろいろ話をした結果の上ですけれども、町営の火葬場安穩の里がオープンしましたが、問題は墓所であります。あの一番近くの墓所は栄町ですね、と杉谷のあそこにありますけれども、町内には幾つかの墓所、墓地がありますけれども、無縁仏とか墓石が数多く放置されておりますが、いろいろと法的にも墓地の取り扱いが問題が

ありますけれども、どうか整理はできないものかなと、そのように思いまして、そこら辺も担当課に聞いてみたいと思います。担当課においては、これはもう法的な問題ですから、大変な仕事だろうと思っております。しかし、何かよい方法はないものかなあとも思いますから、本来ならば自分たちの墓石とかなんとかは自分たちで片づけるとが本当ですけれども、何か方法はございませんかね。

○町長（岩島正昭君）

通告によって私のほうからまずお答えいたします。2点目の墓所の整理についてお答えいたします。

現在、墓地の管理はお寺などの宗教法人が設置した墓地を除き昔からある墓地については設置してある各行政区で行ってもらっております。そのため町においては墓地内にある墓石一つ一つについて管理者がいる、いないの状況につきましては把握をいたしておりません。原則としては墓地のある地区で管理を行っていただくことになろうかと思いますが、今後墓地を管理する人が町外に出ていったり少子化等で墓地を管理する人がいなくなることも考えられます。なお、現在管理する者がいない墓石等に収納してある焼骨を1カ所に集めて保管するためには、墓地管理者の申請に基づき墓地法施行規則第3条の規定により官報に掲載し現地に立て札等を設置し、1年間の申し出期間終了後まで申し出がなければ改葬ができますが、改葬した焼骨も民法等の規定により20年間は保管するようになりますので、寺院及び墓地を管理されてる各地区の方に従来どおりお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

先ほどの質問は参考ですから、よく聞いておきます。

公務員の公務の進め方、地方分権におけるですね、基本的に法令に基づいて定められてると思うわけですよ。そのために住民の要望に即座に応じられないという現状があります。実際、これはもう十分私たちはわかっております。あの公務員はやっばかたかのうと言うたものの、これはもう法令に基づいてやってることだから、なかなかスムーズにいかないと思っております。そのために住民とか町民は、お役所仕事イコール反応の悪さ、決定の遅さ、たらい回しというイメージが十分にあると思うわけですよ。しかしながら、行政というものはサービス業だと思っております。常に住民の視点において仕事を進めなくてはいけないと思っております。住民、町民にとっては、町の仕事が適正かつ信頼されることが大切でありまして、それが守られるべき最低条件だと思っております。だから、これから求められるのは住民の視点に役立つサービス、住民が満足できる親しみやすい窓口とは何かというようなことを十分考えながら地方分権の時代に向かって行ってほしいなと思います。職員さんたちの方にこういうことを言えば嫌われる議員になってしまいますけれども、いろんなたらい回しでトラブルがあったということも聞いております。そういうことがないように一生懸命頑張

ってほしいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

2番通告者、見陣君、質問を許可します。

○7番（見陣泰幸君）

議長の許可を得ましたので、病院運営について質問します。

太良病院運営について、企業会計の一部適用から全部適用になって1年が経過して運営の進捗とこれからの取り組み方の考えを質問します。

○町長（岩島正昭君）

見陣議員の病院運営の質問につきましては院長に答弁をさせます。

○太良病院院長（上通一泰君）

見陣議員の病院運営についての質問にお答えします。

22年4月から全部適用の制度に従って病院事業管理者を設置したこと、また今まで役場からの派遣であった事務職員を民間から採用したことにより病院に業務執行権が与えられ経営の明確化、自立性の拡大を図ることができていると感じています。

そのような中、まず行ったことが、部署長全員が集まる幹部会議の設置と委員会の再編が上げられます。幹部会議の中では事務長が経営健全化の指標を示し、それに沿った分析、対策、検討を重ねてきました。また、委員会再編では、今までの委員会の統合、新しく改善委員会の設置などを行い、それぞれが自主性を持った活動をし、先ほどの幹部会議で集約していく形をとっています。この結果、いろいろな改善や活動ができつつあり、経営意識が高まってきていると思います。人事面では採用や異動が柔軟にできるようになり、サービスの充実、また収入増につながる配置もできるようになりました。その一つとして地域連携室を配置し、専任のスタッフを配置したことにより地域の医療機関との連携がスムーズにできるようになり、紹介患者様も増加してきています。また、退院患者様に早い時期から退院後の生活を見据えた情報の提供ができるようになり、安心して自宅や施設に帰ることができるようになってきました。このほかにもリハビリスタッフの増員による充実したリハビリの提供、施設基準の面では診療録管理体制と亜急性期病床の設置準備を行い、ことし5月より算定開始ができており、サービス面、収入面でも大きなプラスとなっております。

このような取り組みの結果、21年度より医師が1名減ったにもかかわらず前年度並みの医業収益が確保でき、22年度決算では医業収支比率が前年度より4.7%改善し89.1%、人件費率が4.9%改善し64.2%、そして経常収支比率が6.6%改善し102.9%となり、2,900万円の純利益計上ができました。

今後の取り組みとしては、「患者様が心から安心され満足される医療介護を目指します」という病院理念の実現のため、昨年以上に委員会活動を充実させ、質の向上、接遇技術の向

上に力を入れたいと考えます。また、人事考課導入や給与改定を行い、やりがいのある組織づくりを努めてまいります。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

それでは、順を追って質問をいたします。

過去にワーキングチームが設置されていたと思います。どのような効果があったのか、今後病院運営はどんな体制づくりを考えているのか。今、答弁をいただきましたけど、どういう変化を持って体制づくりを考えておられるのか質問します。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えします。

ワーキングチームは現在過去のワーキングチームとしては、接遇、患者満足、節減、収益確保の4つがありました。先ほど申しましたとおり、委員会活動としては現在も活動しております。また、その活動内容と結果を幹部会で報告するシステムをつくり、現在運用を開始しているところです。

まず、接遇面、患者満足に関しては、受付の対応など確実に上達してきているように感じております。また、委員の中から接遇トレーナーの養成も行っているところです。節減では、電力量を抑える取り組みを引き続き行っております。使用料も3年連続で削減できており、光熱水費は平成20年度と比較して300万円削減できています。収益確保でも主要材料の見直し、薬品等の価格交渉を行い、前年より800万円ほどの費用削減ができております。このほかにも委員会を立ち上げて経営、サービスの改善に努力していくところです。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

今、町民が、私も一緒ですけど、一番気になっているのが、医師確保だと思います。医師確保について、今の状況はどういう状況なのか質問します。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えします。

本年度4月から内科の医師が1名常勤として採用しております。これは大学のローテーションというものではなくて、一応就職という形になっております。また、ほかにも大学との交渉も引き続き行っておりますし、民間の紹介会社も利用して医師の確保を努力しているところです。

○7番（見陣泰幸君）

そしたら、今内科の医師は就職という形で異動はないということですね。

それと、やっぱりいい医師が来てくれても、確保できたとしても、今までは2年後、3年後には異動があったと思うんです。異動って転属と言えば言い方悪いと思いますが、その

後医師確保がうまくいけばいいんですけど、もしいかなかった場合、どういう考え方と対応をしていかれるのか質問します。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えします。

今、現時点で二、三年後に転属になるということは、こちらでは全くそういう情報は把握しておりませんので、整形外科が今2名いますけども、そのうち1名は年ごとに交代する可能性はありますが、そのほかの医師については今のところ転属という予定はありません。医師の長期的な確保ということですけども、まず太良病院に勤務した医師が働きやすいとか働きがいがあると思ってもらえるような体制づくりをつくっていくのが重要と考えています。全国的にも医師不足が問題になっておりますが、全国、県レベルでも医師が不足している地域への医師派遣の動きも出てきつつありますので、そういうシステムや、また地域の大学との連携というのは今後も構築、強化していくことが重要かと思えます。

また、町全体として勤務している医師に対して温かく育てるような体制、意識を持つてということをしていただけると、今後の医師の確保、就職につながってくるのではないかと考えております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

全部適用になってから医師、看護師あたりの報酬について操作できると言えばちょっと言い方がおかしいかと思えますけど、操作できると聞きましたが、今現在どういうふうになっているのか質問します。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

現在は今までどおりの人事院の勧告に従った給与体制で行っています。今後、今年度に給与体制の改革、先ほど院長も申しましたけど人事考課を含めた給与体制の改革を行いたいと考えています。

○7番（見陣泰幸君）

報酬については、もう1年、全適になって1年ちょっとたちます。できれば私たちからの要望としては個人的な考え方としては、もうあと一月か二月、できれば1年半ぐらいたつ間にでもそれなりの片をつけて動いていただければと思いますけど、そこら辺どうでしょうか、できるのかできないのか質問します。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

できるかできないかというところでしたけど、それはもう絶対やります。やらないと、今後いろんな意味でやりがいのある病院づくりというところにつながっていきませんので、確

実に行っていきます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

できるということであるので、よろしく申し上げます。

今現在病院としては、医師の方の評判がよく、特に院長あたりも評判がよく聞いております。病院としては収支のほうもいい方向に向かっていると今聞きましたけど、今後いい医師、看護師についてもでしょうけど、ちょっと飛躍した話で言えば、報酬を倍にしてもいいんじゃないかと、そういうことをしてでもいい医師、看護師は永久的に確保をしていただきたい、そういう考え方はどう思っておられますか。

○太良病院院長（上通一泰君）

医師の確保についての御質問にお答えします。

この太良病院というのが地理的にもやはり不利ということもあります。ですから、報酬面に関しても向上すべきところはして募集はかけていきたいと考えております。

○7番（見陣泰幸君）

次いで、収支の内容は、今答弁をいただいたとおり上向きになっているということでしたけど、収支の出し方ですね、減価償却なんかはマイナスに入れて収支を出すと、そこら辺を少しちょっとわかりやすく教えてもらえますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今年度は経常利益を出すことができています。もちろん会計基準法上、経費の中に減価償却費というものは入れて損益出すようになってますので、支出経費として減価償却費を含んだ中での経常利益が出たということになります。ほかにも実際減価償却と同じような現金の流出がないような経費というのほかにもありますけど、そういうのもすべて含んだ経費の算定で利益の出し方を行っている状況です。

○7番（見陣泰幸君）

いい方向に進んでいるということですので、しかし今後今からは地方交付税も太良病院があるために1億何千万円かは来ていると、不採算地区病院対してのあれは別としても、地方交付税から来ているその金額に対しても、できればその繰り入れをしないで病院独自で運営をしていただければという希望があります。そこら辺はどうでしょうか、今後。質問します。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

見陣議員言われるとおり、もちろん繰入金なしでやっていくというのが一番理想的なところだとは思いますが。今後そういうふうなことで、まずは医業収支比率を100%以上にまず持

っていくということを目標にしながら繰り入れをなるべく減らしていくということを考えて今後の病院運営に当たっていきたいと思います。

○7番（見陣泰幸君）

なぜそういうことを言うかといいますと、やっぱり機械も変えなければいけない時期が来ると、建物も補修が来る、そういうときに一般会計から繰り入れるんじゃないくて、独自で積み立てなり基金なりをしていただければという思いがあります。そこら辺は今どういう状況でいっていますかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

実際、今修繕費の積み立てとか新しい機械を買うための積み立て、そういったものは実際行っておりません。しかしながら、先ほど言いました減価償却のどこ、関連しますけど、実際お金が出ていかないものになります。減価償却というものは物を買ったときにお金を支払いをしますが、経費としては損益計算書上に毎年度ずっと落としていくと。その分のお金が次への投資のためにキャッシュとしてはたまっていくわけですよ。そういったお金を使うこともまずありますけど、そういったところで一つ考えておいて、さっき言いました修繕費の積み立てであるとか機械の更新の積み立て、そういったものも少しずつは行う必要があるのかなと感じております。

○7番（見陣泰幸君）

ぜひそこら辺を考えて運営していただかなければと思います。全適になってからもう1年2カ月、3カ月ですかね、それで病院の改革としてはどういうふうと考えて、今後今までもどおり全適用だけでいくのか、次の改革を考えておられるのか、町長、質問します。

○町長（岩島正昭君）

これはこの件につきましては、病院の検討委員会の中で諮問をいただいて、とりあえず1年間ぐらい様子を見て指定管理者等々の赤字が出た場合は、前向きに変更にというふうな回答をいただいておりますけども、今1年たって黒字という形でございますけども、これは一遍今度は年度内に1年過ぎたもんだから、年度内にもう一回検討委員会、解散はしてませんから、検討委員会は、検討委員会をもう一度招集していただいて、再度そこら付近を報告をせないかと。その時点で今までもどおりに行くか、あと2年間だけ様子を見ようとか、いろんなことを皆さんたちのお考えをお聞きして、将来的にどういうふうな形に持っていくというふうなことを進めていきたいと思います。今、公設民営化とか、あるいは指定管理者等々、今私が言いますと、せっかく経営努力でこういうふう頑張っていたら病院のスタッフの皆さんたちが意気込みが幾らか落ちるんじゃないかというふうなことで、そういうふうな営利の企業の運営等々については張り切ってやっていただいとるもんですから、そこら付近については評価は評価としながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

今、町長言われますけど、やっぱりこれ全適に改革するときは、先を見込んで改革された
と認識はしてるんですよ。今まで総務委員で何カ所か視察に行きましたけど、やっぱりどこ
も次に対する一つのステップで改革してるように認識してるんです。それで、今回太良病院
の場合も、考え方としては次のステップがあると思ってこちらはそういう考え方をしてたん
ですけど、今まで以上に考え方をちょっとやるならやる、やらないならやらない、そこら辺
は難しいと思いますけど、はっきりした答弁は難しいと思いますけど、もう一度そこら辺を
どう考えているのか質問します。

○町長（岩島正昭君）

議員おっしゃるとおりに、病院の検討委員会の中では、今大村と八女のほうに視察に行っ
たわけでございますけども、指定者管理を受けた、今なってるところは、あくまで全適にし
ながら1年後には指定管理者をやるというふうなことで協議が進められたというふうなこと
をお聞きしております。今、私もそこら付近で、これがある程度もう前向きに行かんでマイ
ナス、マイナスでもう1年間たってバランス的にもいっちょん前とも変わらんじゃっかいと
いうふうなことであれば、思い切って皆さんたち検討委員会を寄せていただいて公設民営化
か指定管理でやりましょうというふうなことは言われますけども、もう少し、まあ1年です
から、もう少し様子を見ながら検討していきたい。あるいは皆さんたちの検討委員会の中
でいろんなことを勉強しながら、最終的には方向づけを行かにゃいかんと。今の時点では、も
う少し様子を見ようというのが私の考えです。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

もう少し様子を見るということでしょうけど、今は上向き、右肩上がりですかね、それで
いいと思うんですよ。しかし、1人内科の医師は確保できたと、異動はないということ
ですけど、今後異動があると思ってこっちも対応しなければいけないと思うんですよ、医師の異
動ですね。そこら辺がいいときはいいんですけど、悪くなってから考えても一緒だと思うん
ですよ、繰り返したと思うんです。そこら辺をもう少し真剣に今から考えていただければと
思います。そこら辺はどうですか。

○町長（岩島正昭君）

私も真剣に考えよつとですよ。今、黒字になりよるといのは、そういうふうな外科の整
形の先生がもう何例と手術をやっていただいとるわけですよ。だから、私も入院しとるとき
には、町外からでも患者さんがお見えになつとったんですね、先生を頼って。そういうこと
でロコミですつといい先生がおられるということで広がいはるもんですから、極力いいドク
ターがおれば患者さんもふえるというふうなことですから、もう少し様子を見させてくださ

いということと、地域連携でさつき院長の答弁でございますけども、地域連携で患者さんを紹介したりローテーションをしていただいとるわけですよ。だから、そこら付近も一つの病院の努力だというふうに思っております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

町長が言われることはわかります。しかし、地域病院として5年後、10年後、もう永久的にこの太良病院は太良になくってはならない病院だと思います。そのためには、目をつぶってでも鬼にしても、そこら辺を取り組みは早く、改革を遅くでもいいと思うんですよ。やっぱり取り組みは早くして話し合いも早くということをしていただければと思うんですよ。そこら辺はどうですかね。

○町長（岩島正昭君）

そこら付近は、議員おっしゃるとおりに様子を見ながら状況見ながら言うとはそういうことですよ。もうできるだけ前向きでそういうふうな経営内容を見ながら、これは将来的にだめだと思えばそういうふうなことで、また決定をしたいというふうに思います。

○7番（見陣泰幸君）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

3番通告者、平古場君、質問を許可します。

○3番（平古場公子君）

議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

小児医療について質問いたします。

太良町では今年度から南部地区小児時間外診療事業に加入し、また発達支援事業も計画され、町長の公約の一つでもある子育て支援の充実が図られているところだが、その内容について質問をいたします。

まず1点目、南部地区小児時間外診療事業の内容について。2点目、太良町すこやか発達支援事業の内容について質問をいたします。

○町長（岩島正昭君）

平古場議員の小児医療についての質問にお答えいたします。

1 番目の南部地区小児時間外診療事業の内容についてであります。この事業は武雄・杵島地区と鹿島・藤津地区の3市4町の共同事業であり、佐賀県南部地区の小児に対する夜間の第1次救急医療体制の確保と町民への救急医療意識の普及啓発を図ることを目的に実施するものでございます。

2 番目の太良町すこやか発達支援事業の内容についてお答えいたします。

この事業は、専門の指導員を町内保育園等に派遣することにより、発達障害等を早期に発見し、早期療育等を行い、適切な就学につなげるとともに、保護者に対する育児支援や保育士などへの適切な指導を図るために実施するものでございます。

以上でございます。

○3 番（平古場公子君）

まず、1 点目の南部地区小児時間外診療事業についてお尋ねいたします。

現在、子育てしながら共働きをしなければいけないという若い人が少なくありません。決められた時間の中で子供の病気が一番の悩みでもあろうかと思えます。今回、小児時間外診療事業が実施されるようになり、その悩みも少しは解消されるのではないかと思います。診療時間と実施医療機関はどうなっているのか質問いたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

診療時間につきましては、夜間の19時から21時、それから実施医療機関につきましては火曜日が鹿島・藤津地区の在宅当番医、水曜日が鹿島休日こどもクリニック、それ以外の日は武雄地区の休日急患センターで対応するようになっております。

以上です。

○3 番（平古場公子君）

鹿島・藤津地区の当番医は太良町の医療機関はかたっていないのでしょうか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

太良町の医療機関につきましては、2つの医療機関がこの制度に加入をされて夜間の対応をされるようになっております。

○3 番（平古場公子君）

大体小児と言えは何歳までぐらいが受診できるのでしょうか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

基本的には15歳未満となっております。

○3 番（平古場公子君）

どの程度までの病気あるいはけがが受診できるのでしょうか。何もかんもということでは

きないと思いますけど。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

この制度につきましては、第1次の救急医療の対応になっております。ですから、軽い病気ですね、突発的な熱とか、それから小さなけがという程度になっております。ただ、病院に行かれまして非常に重症化する危険性があるということであれば、すぐ嬉野の医療センター等に紹介をしていただいて、すぐ治療をしていただくような体制はつくっておられますので、安心して受診できると思います。

以上です。

○3番（平古場公子君）

先ほどの町長の答弁にもありましたが、第1次救急医療とか第2次救急医療あるいは第3次救急とか、よく聞きますが、その内容はどのようなものかお尋ねいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

第1次の救急医療につきましては、初期の救急と申しまして、入院とか、それから手術を伴わない医療でございます。

それから、2次の救急医療でございますけども、2次につきましては、入院や手術を要する症例に対する医療でございます。

それから、3次救急なんですけども、3次につきましては2次救急までで対応できない重篤な疾患や外傷ですね、に対する医療でありまして、救急救命センターとか高度救命救急センターがこれに当たります。

以上です。

○3番（平古場公子君）

まだ実施されてから日も浅いと思いますが、これまでの実績があれば教えてください。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

今年度初めて太良町におきましてはこの南部の救急医療に加入をいたしまして、これまで平成18年から武雄地区の急患センターのほうで武雄市杵島郡とそれから鹿島市、嬉野市が加入をいたしておりまして、太良町が加入をいたしておりませんでした。それまでは休日と、それから土曜、日曜の夜間だけが救急の対応をなされておったんですが、今年度から平日夜間も行うということで、新たに太良町もそれに加入をさせていただくようにいたしました。それで、太良町におきましては、昨年までは加入をいたしていませんので実績はございませんけども、土日、休日の今までの加入されとったところは20年度は535人、21年度が920人、22年度が733人となっているところでございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

南部地区に限らず県内の小児医療の状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

県内の小児医療の状況という質問でございますけれども、県内には5つの医療圏がございます。中部、東部、西部、北部、それから南部ということで、この5つの医療圏のうちの4つは平日も含めてこれまで小児の医療が行われておりましたけれども、南部地区だけが立ちおかれていた状況でございましたので、今回新たに南部地区のほうも平日、祝祭日も夜間を診療するようになっております。

それから、参考までに、ほかの地区の診療の時間につきましては、20時から22時が多いようでございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

太良町の経費はどのようになって、見込まれているのでしょうか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

経費ということでございますけれども、新年度予算の中で負担金として49万5,000円を計上をいたしております。ただ、今回鹿島・藤津地区の医師会のほうも平日夜間のほうに協力をいただくということになりまして、武雄以外にも鹿島市のほうにも負担金をちょっと振り分けて払うようになりました。それで、今回の補正予算のほうにちょっとお願いをいたしておりますが、鹿島藤津医師会支払い分に関しては委託料対応になるということで、49万5,000円から39万円ほどを鹿島のほうの委託料対応ということで予算の組み替えをお願いをいたしております。総額は49万5,000円変わりませんが、議案審議の中で補正予算で出しておりますので、この件につきましてはまた御審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○3番（平古場公子君）

小児の医療機関が充実するのは保護者にとってこんなにうれしいことはありません。子供は夜になると熱を出したりするので、いつでも診療ができるというのは安心ですが、この事業はあくまでも夜9時までということで、安心する半面不安もあります。なぜか子供は9時以降が熱が出るんです。そこで、太良病院の方にお尋ねをいたします。ここに昨年4月からことし3月までの1年間の小児の9時以降の患者数の表を見せてもらいました。4月が2名、5月が4名、6月が1名、7月が3名、8月が4名、9月が3名、10月が3名、11月が2名、12月がゼロ、1月がゼロ、2月がゼロ、3月がゼロ、この表で見ますと、12月から3月まで

はインフルエンザ等で最も患者数が多い時期だと思いますが、ゼロということは病院側として何か対応をされてるのか、それとも全く電話等がかかってこないのかお尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

実際、今言われた数ですけど、12月から3月までの21時以降がゼロだったということ、これはもう統計上事実の数です。実際、この時間帯に患者様から電話の問い合わせがあったかという数は、ちょっと今数字としては持っておりませんが、実際何件かはあっているはずだと思います。そういった方には、小児科医がそのときに当直でない場合、そういった場合は嬉野の医療センターであるとか専門医がいるところを紹介しております。

○3番（平古場公子君）

いずれにしても数少ない子供たちですから、一人の子供も見逃すことは許されません。もっともっと充実した医療体制を求めていくことがこれからの課題だと思います。

次に、2点目の太良町すこやか発達支援事業について質問いたします。

2005年、発達障害者支援法が施行されました。発達障害のある人が社会にうまく適応していくためには特別なサポートが必要です。しかし、知的に明らかなおくれのない人に対しては十分な対応がなされませんでした。そこで、発達障害者の定義をあからかさまにするために、その特性に応じた教育を行うために新たな法律が整備されたということですが、まず発達障害者とはどのようなものかお尋ねいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

発達障害のことについてでございますけども、このケースにつきましては大きく3つに分かれております。1つ目ですが広汎性発達障害と申しましてPDDというんですけども、内容的には対人関係が薄いと、共感性が乏しいということですね、それから社会性の発達が悪い、コミュニケーションの障害があると、興味活動等が非常に限られているということで、一つのことに強いこだわりがあると、それから反復的な行動が見られると。これ聞いたことあるかと思いますがアスペルガー症候群とも言われております。3歳以前から有するというので、これが特徴が顕著である場合は、もう自閉症という診断がされるということでございます。

それから、2つ目が精神遅滞、MRと言いますけども、これも発達におくれがあり、スキル、技術ですけども、技術等の獲得に時間がかかると。

それから、3点目ですけども、学習障害・注意欠陥多動性障害、これADHDと申しますけども、発達に偏りがございまして、特定の分野において困難が見られると。一応大きく3つに分かれてるということでございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

今回、専門の指導員が保育園に行かれるとのことですが、これまでには発見する方法はなかったのでしょうか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

これまでは、一応うちのほうで乳幼児に対しまして1歳半健診、これ年4回ほどやっておりますけども、それから3歳半健診関係で親、それから子供たちに対する問診等を行っておりました。内容的には子供に積み木を積みさせてみたりとか人形や絵のカードの指をさすとか、そういうふうなことで子供たちが年齢に応じた成長ができてきているかということは健康増進課のほうでも行っておりました。ちょっと異常が見つかった場合は、杵藤保健所で実施をされておりますすこやか発達相談事業、それから総合福祉センターでも実施をされておまして、これ県内ですので、各地区を回っておられます。近くは鹿島市のほうでも開催をされておりますので、ここのほうに精密検査あるいは指導を仰いで行ってもらうようにいたしておるところでございますけども、ちょっと現実といたしましてはなかなか御父兄さん、保護者の方が忙しいとか、なかなか忙しくて行けないとか、それから子供たちの症状を見ても、ほかの子供たちとちょっとおくらしているだけとか、そういうことでなかなか症状を認めないということで受診に至っていないというのが現状でございます。結局それによって発見がおくらしてしまって適正な就学ができないというような状況もありますので、今回は逆に来ていただくということで、これはもう保育園からいろいろ要望があっておりました。1歳半とか3歳半の健診のときに見逃しというかわからなかった異常も、保育園等に入れば団体生活になりますので、団体生活になじまないというのも一つの発達障害でございますので、そういう状況もあって保育園のほうに出てそういう症状も見つけるというようなことで、今回専門の指導員を呼ぶようにどうか見ていただくようにしているところでございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

もし異常が見つかった場合、専門家のアドバイスを受ければ、その子供に合った療育やいろいろな方法があると思いますが、今回保護者または保育士に対する育児支援というのはどういったもののでしょうか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

一番大事なことは、そういう異常が見つかった子供たちに対してのかかわり方ですね、親御さんのかかわり方あるいは保育士さんのかかわり方がわかるというのが一番のいいところじゃないかと思います。特に発達障害も一つの病気でございます。今までは発達障害という病気自体がわからなかったということで、子供が決められたことができないというのは、親

も怒ったり、何回も何回も同じことを言ってしかったりとかということで、なぜできんとかというようなことで、悪く言えば暴力的なこともありましたので、結局病気ということがわかれば、この子はこういう病気だからこういうふうに指導していかんばいかんということを指導員の先生から習うと、そういうことが一番いい結果につながるんじゃないかと。何といっても保護者の負担軽減ですね、になるんじゃないかなと考えております。

以上です。

○3番（平古場公子君）

この事業を実施することによって将来の発育にどのような効果が得られると思われてますか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

この事業を実施して早期に子供のちょっと異常等を見つければ、その子供に応じた、能力に応じた適切な就学、それから社会の適応を促すことができると思います。将来的にはひきこもりや虐待、それから犯罪等、社会からの孤立化を防止するという、そういうふうな効果が得られるものであり、少子・高齢化における子育て支援の一端を担う事業と考えているところでございます。一人一人に行き届いた事業ではないかと思えます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

じっとしてられないとかコミュニケーションがうまくとれないなど、子供の様子が心配なとき、発達障害によるものなのか性格なのか、見きわめが非常に難しく、学校の先生と保護者の間で意見が食い違うことも多々あると聞いています。子供の傾向を客観的につかみ、一日も早く発見することが治療につながると思うので、あらゆる方面から支援し、とにかく小児時間外診療にせよ発達障害者支援にせよ、将来この町を背負っていく子供たちですから、地域全体が協力し合い、いじめや虐待がないように24時間体制で見守っていくことがこれから必要だと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

4番通告者、久保君、質問を許可します。

○8番（久保繁幸君）

許可をいただきましたので、通告に従いまして2点の質問をいたします。

まずは地域防災計画についてお尋ねいたします。

本年、3月11日午後2時46分、東北地方で発生した地震による津波、テレビの報道で濁流が次々と建物や田畑を押し流す速さを見て、これは本当に現実の出来事なのだろうかと感じた私でありました。まずは震災に遭われた皆様方に御冥福とお悔やみを申し上げるところで

あります。最大40メートル弱の津波が東北沿岸の内陸を目がけて駆け上がり、津波が町や村を根こそぎ押し流し、2万3,000人を超す死者、不明を出した東日本大震災、また放射能現象の解明もされていず、冷却作業が続く福島第一原発の第一発電所の事故はあってはならない例として歴史に刻まれることと思います。気象庁は当初マグニチュード8.4をマグニチュード9.0に修正し、国内観測史上最大となる東日本大震災となったところで、余震の数としては今まで国内最大だった1994年の北海道沖東方沖の4倍の数だそうです。人口の減少と高齢化に直面しながら医療や行政、生活などの機能が拡散した地方のもろさ、東京一極集中が地方からの電力供給なくしては成り立たないことの現実、大震災は日本が抱える矛盾をもめぐり出したと思います。

そこで、この事態を踏まえ、本町の防災計画についてお尋ねをいたします。

まずは、地震、津波発生時の防災計画はどのようになっているのか、また計画の見直しの必要性はないのか。

2つ目に、地震、津波に対する防災訓練はどのように行われているのか。

3つ目に、避難誘導は地域住民へ周知徹底はなされているのか。

4つ目に、本町が受ける活断層をどのように見ているのかお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

久保議員の質問の1点目、地域防災計画についてお答えいたします。

1番目の地震、津波発生時の避難計画はどのようになっているのか、また計画の見直しの必要性はないかについてであります。災害発生のおそれがある場合、太良町地域防災計画に基づき避難準備、勧告、指示等を災害規模により行うことになっており、また警戒区域にあっても災害のおそれがある区域の立ち入り制限、禁止、退去命令の指示を行うことになっております。津波につきましては、別に太良町津波避難計画を平成22年度に作成しており、第3章に記載している避難準備情報、勧告、指示に基づき行うこととしております。住民の方への伝達方法としては、町防災行政無線、全国瞬時警報システム、消防団及び広報車による巡回放送など多様な手段を活用して実施することとしております。計画の見直しにつきましては、現在策定中の太良町地域防災計画については東日本大震災を受け修正を行っておりますが、太良町津波避難計画については想定外の影響を考慮し修正する必要があります。

次に、2番目の地震、津波に対する防災訓練はどのように行っているかについてであります。防災訓練につきましては、例年は火災に対する避難訓練を行っておりますが、今年度9月に予定している防災訓練につきましては、地震及び津波が原因による火災を想定した防災訓練を実施する予定でございます。

3番目の避難誘導は地域住民へ周知徹底はなされているかについてでございますが、住民の方への伝達方法は防災行政無線、全国瞬時警報システム、消防団及び広報車による巡回放送など多様な手段で実施しているところでございます。今回の東日本大震災時の津波警報発

令時には、上述のほかに沿岸部区長や各漁協に電話連絡で周知し、沿岸部を中心に各部消防団の積載車を使い巡回放送を実施いたしております。

次に、4番目の本町が受ける活断層はどのように見ているかという件でございますが、本町での想定地震を設定するに当たり、影響がある断層は鹿島市の西葉断層、大村諫早付近断層帯がありますが、まず西葉断層は規模が小さいため、大村諫早付近断層が一番影響を受ける活断層として地震規模マグニチュード7.1を想定をいたしております。津波に対しては沿岸部では津波を発生させる断層として雲仙地溝南縁断層帯が考えられ、連動地震で地震規模マグニチュード7.7、津波高平均0.7メートルを想定をいたしております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

それでは、順を追って質問いたします。

まず、このたびの今答弁で活断層等々の地震で7.7、津波が0.7というとの答弁がございましたが、有明海・玄海の沿岸市町に対し佐賀県は津波避難計画を求めておりましたが、これまで作業を終えたのは8市町のうち太良町だけが計画をしたという新聞報道がしてありますが、どのように想定されたのか。先ほど津波の高さ平均0.7メートルとの想定での答弁でしたが、これは県のシミュレーションというふうに思っております。鹿島市は県のシミュレーション、大浦で0.7メートルだけでなく江戸時代に有明海沿岸を襲った津波被害も参考に検討中ということでございますが、その検討も想定値を4メートルとして作業を進めてるといふようなことで記載しておりますが、本町としては、このような書かれた中でどのような改革をされたのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、当時の策定時点で私のほうが担当しておりましたので、私のほうからお答えをしたと思っております。

この津波避難計画の策定に当たっては、佐賀県地震減災対策アクションプランということで22年3月に策定されましたので、それに沿ってうちのほうで策定をいたしました。県のほうからある程度の指針がありましたので、それに沿って計画を策定したわけなんですけども、地震等についても雲仙のほうの地震も想定をして津波高が0.7メートル、それとあと沿岸部でどういうふうな被害があるかということで想定をしておりますけども、人的被害等についてはないということで今のところ想定をしております。それで、津波につきましても一番早い段階で雲仙ですので津波が一番早く来る時間で33分、地震があつてから33分後には津波が来るんじゃないだろうかということで想定をしております。避難場所等についても海岸べたとかいろいろなところが被害を受ける想定がありますので、内陸部の施設等に避難するといふような方法論を考えております。大浦地区等とか海岸部に避難場所がありませんので、津波

があった場合については高台に避難してもらうような方法ができないんじゃないだろうかということで、今回の津波避難計画についてもそのような状況で策定している状況でございます。先ほど言われたように3月11日の津波がありましたので、想定外ということで先ほど町長も答弁しましたが、内容等については見直しが必要じゃないだろうかなと思っております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

今、雲仙、した場合、三十数分で到達するというようなお答えなんですけど、これまで本町において発生した記録に残る地震は今までのようなものがあるのか、またそのときの被害状況がどうであったか、おきたのであれば、お尋ねいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えをいたします。

今まで太良町が地震によって被害があったというのは余りありません。佐賀県内においても一番大きかったのが雲仙の前山の崩落のときに当時の記述を見ますと雲仙岳でマグニチュードが6.4で、そのときの死者が18名、それと家屋の流出等が59棟とかあっております。それで、最近では平成17年3月29日、福岡県沖の西方沖ですけども、それについてはマグニチュード7.0ですけども、みやき町で震度6弱を観測したということで、太良町についても揺れましたけども、そのときに太良町においても人的被害等はなかったというふうに思っております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

これは私がちょっと調べたことなんですけど、過去には九州、沖縄でも今回の東日本とほぼ同じマグニチュード7の地震がたびたび発生したことを最新の研究で発表されております。江戸時代のことなんですけど有明海沿岸を襲った津波被害、これは1707年4月4日と記してありますが、海拔12メートルのところまで海水が来て集落一面の海水に浸ったと記録をしてありました。これは地域がどこかちょっとわかりませんが、太良町ではないかもわからないのですが、そのようなことを勘案し、やはり今0.7メートルの津波の想定ということなんですけど、今東北、今回の東北、東日本の津波も最初のうちは60センチぐらいの警報だったと思います。そのことが記してありましたので、これを言ってるんですけど、今回の津波の被害がどこであったかちょっと忘れたんですけど、避難訓練に関してでありますけど、日ごろからの避難訓練が功を奏してだれひとりとして死者を出すこともなく、けがで済んだところの記事も載ってありました。これは日ごろの訓練が必要と思っております。今さっき地震及び津波が原因による火災を想定した防災訓練を実施するとの答弁でありましたが、津波に対しての想定訓練はどのように考えておられますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

この4月に岡課長のほうから引き継いだわけですが、今のところ津波に対する防災訓練というのが計画がなされておられません。それで、今後はそういう津波に対しての避難訓練というの、ちょっと今度のことし9月に2カ所で行うわけですが、そのときに上司のほうからは同時に津波に対する避難訓練も住民の方々を巻き込んでしたらどうかという提案を受けております。それは考えてみたいと思います。

○8番（久保繁幸君）

ぜひそれはやっていただきたいと思います。また、ハザードマップの見直し、これは行政側だけでつくられるのか、あるいは地域の知恵が入っているのか、住民が津波についてどのような不安を持っているのか調査された上での作成か、この一環も行政の仕事と考えますが、避難場所、ルートの見直し、住民が防災意識をどう高められているのか、また独居老人、介護を必要とする人、障害者の避難対策、またこれらの人々の把握をどのように行われているのかお尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ハザードマップも現在できておりませんし、それからこれが住民の意見等を取り入れてつくられたものかと、この津波避難計画ですが、それが先ほど企画課長の答弁の中にもありましたように佐賀県が示したことに基づいてそれに基づいてつくっておると。住民の皆さんの意見は全く取り入れてないということでございますので、見直しが必要という言葉も先ほどありましたので、その見直しをする際にはワークショップとって住民の皆さんに参加していただいて計画を見直すというような形をとっていきたいというふうに思います。

○8番（久保繁幸君）

佐賀県の指示ということなんですが、佐賀県は佐賀県なりの考えがあるかと思えます。我々は沿岸地域、竹崎から伊福までの海岸線の住民が大多数おります。その辺を十分考慮して、修正するところがあれば修正を考え、また住民の意見もお聞きになっていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

それと、今さっきも言いましたが、我々沿岸部に住む者は非常に不安を感じております。避難場所の一覧表、見ておきますと、沿岸にあります場所は大浦中学校体育館、B&G体育館、自然休養村、中央公民館、太良高校体育館がありますが、これらの2次避難場所の設定はされておられますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ただいま言われましたものにつきましては、通常の、通常のと言ったらおかしいですけど

も、津波じゃなくてその他の災害のときに避難する場所ということでございますけれども、この今回策定しております太良町津波避難計画におきましては、避難場所につきましては先ほど企画課長申しておりましたように海岸部じゃ危ないと、先ほど言われたのはほとんど海岸部にあるわけですけども、そこでは対応できないということで、少し内陸のほうというか海岸から離れたところを設定をいたしております。場所につきましては、多良小・中体育館、それから大浦小体育館、それから町民体育センターと、この3つを指定をいたしておるところでございます。ですけれども、津波等についてはそこまで行く時間の間に津波に巻き込まれてしまうというようなことが想定もされますので、とにかくまず第一義的には高台に逃げるということを町民の皆様には指導もしくは要請をしていきたいというふうに思います。

○8番（久保繁幸君）

なぜ2次避難場所の件を言うかといいますと、御存じと思いますが宮城県石巻市の大川小学校、108名の生徒中、68名が亡くなられ、6名がいまだ不明だそうであります。また、職員の方も9名が亡くなられ、1名が不明のままです。ここも海岸から5メートルの高さのところにある小学校であります。先生の指示待ちで地震発生から50分後に避難行動をとり、整列をして移動を始めて間もなく川からあふれる黒い波が列を前から襲い被害に遭ったそうであります。防災無線令が出た最初は60センチの警報だったそうですが、どんどん高くなり5メートルから20メートルの高さに変わった防災無線だったそうでございます。石巻大川小学校は学校まで津波に襲われるとは想定してなかったと弁明しておりますし、危機管理マニュアルで学校が被災した場合の2次避難場所を選定するよう教育委員会から指示をされておりましたが、選定をしてなかったことも明らかにしております。大川小学校の保護者の方々は、なぜ我が子が命を落とさなければならなかったかと原因の真相と究明を求められております。

そこで、太良町では大浦中学校が一番海に近く、通学時も海岸の子供たちは海側を通っておりますが、地震、津波が発生したとき、登下校中、また学校にいる場合の想定はどのように指導なされておられるのか、これは教育委員会、わかればお答えいただきたいんですが。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

私どもは避難訓練ということで年2回ほどこの学校でも計画をしてるわけですけども、残念ながら津波の想定避難ということは考えておりませんでしたので、新たに今年度はそういうことも想定に入れた避難訓練をしようというようなことで、今考えてるのは、とにかく津波発生のおそれがある場合には速やかに高台へまずは避難をすると、そういうことを徹底していくような方策を講じようじゃないかということは申し合わせしているところでございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

火災訓練は法定的に多分年2回の訓練を行わなければならないということで多分なされると思います。そこで、1つ、病院にも関連しますので、病院の避難訓練、病院も海の近くにあります。病院はどのような訓練をなされておられるのか。どういう想定をして、どういうふうな避難を、皆さんが自分で逃げれる方ばかりじゃないと思うんで、その辺はどのような計画をされておられるのかお尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

実際、津波の計画、そういうマニュアルはまだ作成はしておりません。しかしながら、実際町の防災マニュアルとかが病院のほうに回ってきてまして、それを見ながら事務方で話をしたところは、まずは2階に患者様を誘導するというところ、外来の患者様がベッドに寝てある方はストレッチャーを用いて移動すると、そのためにはそれを置いてる場所をみんながきちっと把握をしておく、そういうところは申し合わせをして、普通の防災マニュアル、そこにもそういったものの場所は確認できるようにしております。とにかく2階に避難するというので考えてはいます。

○8番（久保繁幸君）

2階のほうに避難ということでございますが、2階は底辺からといいますか、下から何メートルぐらいの高さにありますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

1階の床面からは、済みません、はっきりとした数字はちょっと把握しておりませんが、確実に3メートルはあると思います。先ほどの津波が0.7とかということでしたので、十分それには対応できるかという判断でそういうふうにご検討しております。

○8番（久保繁幸君）

私が申したいのは想定外で考えていただきたいということ、今後はその辺のことも考慮にしていただきたいことを希望しておきます。

それと、緊急の備蓄用品、どのような品をどれだけの確保されておられるのか。私どもの町、自主財源が少ない本町であります。行政側ばかりで備蓄しては、金は幾らあっても足りないと思います。住民一人一人が最低限の備蓄品を心がけるよう啓発啓蒙が必要かと考えますが、どのような指導、行政からの指導とか手厚く援護をやっておられるのかお尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、この地域防災計画におきましては、ただいま役場のほうで備蓄をしている分と申しますのは、毛布が200枚ですね、それからマットが150枚、それからブルーシートが10枚、紙

おむつが708枚、尿パットが1,800枚と、それだけの備蓄でございます。

○8番（久保繁幸君）

それで十分だとお考えですか、課長。それで十分と考えますか。それをそんだけの備蓄で今うちも今さっきも言いましたように自主財源は少ないんで、住民様への備蓄品の啓発啓蒙もしていただきたいということ、備蓄品だけでなく、うち自主財源少のうございます。そこを啓発啓蒙していただきたいということをお願いしたいんですよ。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。済みません、答弁漏れで。

今のこの役場の備品だけでも、これで十分かどうかというのは、ちょっと私も定かにわかりません。ただいまこれだけ備蓄をしとるということでございます。それで、一般の住民の方におかれましては、自分で最低3日ぐらいの災害時に遭ったときの生き延びるための食料とか備え、3日間を生き延びるだけのということをこういう計画の中に書いておりますが、最低3日分ぐらいを必ず自分のうちで準備していただくようお願いをしたいと思っておりますし、啓発もしていきたいというふうに思います。

○8番（久保繁幸君）

国内には54基の原発があります。現在運転中は19基と聞きますが、東北地方3県の人に限らず放射能飛散で多くの方々が被害を受けられておりますが、福島第一原発から180キロメートル離れた栃木県のみそ類を輸出してた業者が風評被害で中国への輸出がとまったとか、お茶どころの静岡、また神奈川県のお茶、原発からこれも300キロ離れているところでございますが、また千葉県のパセリやパセリ、出荷制限が出されてなど、放射能で苦慮されておりますが、福島原発事故は津波が原因と原子力安全・保安院は説明しておりますが、放射能は天災でなく私は人災と考えます。広範囲に拡散し多くの人々に被害を与えております放射能であります。東日本震災は地震の複雑さ、怖さを人類が理解できるのかといった根源的な問題を突きつけているのではないかと思います。玄海原子力発電所から我が町は60キロから70キロの距離の本町であります。玄海原発定期検査に入っていた2号機、3号機の運転再開について県議会が再稼働を認める意向を示しましたが、原発立地県の一自治体として今後の原発対策の問題についてどうお考えか町長にお尋ねしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

お答えする前に、まずもってこの津波の避難計画の見直しということを私が若干申し上げましたけども、この玄海、今度福島あるいは玄海等と違って有明海が軟弱地盤なために地震、津波等によって果たして堤防がもてるかということで0.7メートルの津波の高さを計画しておりますけども、そこら付近の計画の見直しが必要じゃないかというふうに思っております。

それと、立地県の玄海町に原発がありますけども、町長としてどのように、あるいは市町村としてどのように思ってるかということでございますけれども、今月の6月2日に県内の

10市10町の首長及び県の担当者、九州電力で防災に関する意見交換会を佐賀で行ったところでございます。九州電力の説明では、東日本大震災を踏まえ、津波による被害対策を重点的に話されたということでございますけども、各市町からは津波による対策も必要であるが、今回の緊急安全対策は事故原因は津波によるものであるが、地震等による重点施設の損傷の有無を早急に提示してほしいということで、まずは信頼できるデータを示しながら県民が納得できる説明を早急に行ってほしいというふうな要求をいたしております。安定供給により安全確保を優先する必要があるということで、早急に来月の7月25日に玄海町の現地を視察をいたしまして説明を受けるということを確認をいたしてるところでございます。その中で、また現地のほうである程度勉強等々行って意見交換会をやるというふうに決定をいたしております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時6分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○8番（久保繁幸君）

昨日の新聞で太陽光発電の補助の件について新聞が載っておりましたんですが、大変人気がいいということで載っておりました。県内5市3町が助成をしておりますが、今後本町がこれに対してどのような取り組みをされるのかお尋ねをいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

この太陽光発電の補助については県と5市3町ですかね、補助出しておりますけれども、太良町については県の補助だけで町の補助はしておりませんが、今後こういうふうに必要な、予算とかいろんなものが絡んできますので、そういうのを検討しながら導入については検討をしたいと思っております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

今回、全国で赤十字、また義援金団体等々の義援金が2,500億円ですか、集まったものの、被災者のほうには15%ぐらい、375億円ですか、それぐらいしか行き渡ってないという報道もなされておりますが、このような2,500億円のうち15%ぐらいの配分ですと、この後このような募金をしようという人がなかなかこの前の全協の折にもお話が出ったんですが、な

かなか出そうというような気を起こさないのではないかというふうに思っております。そこで、町長にお尋ねですが、町長、何かの会合の折に本町は幾ら義援金が集まったとか、物資を幾ら送ったとかというふうな報告をなされておりますが、改めて町民の皆様方に御報告していただければということをお願いいたします。

○町長（岩島正昭君）

確かにこれは義援金は2,500億円、国内、国外から等々で相当の義援金が集まると思いますが、ほとんど町村によっては義援金はゼロということも何町があったわけでございますね。だから、うちは県が古川知事が全国の知事会の中で、宮城県の知事との話し合いの中で、佐賀県については宮城県の気仙沼に義援金をやるというふうな取り決めがあつてのようでございますけれども、本当にこれが果たして町民の皆さんたちからいろんな義援金をおもらいしとるわけですが、太良町から気仙沼に幾らやったかという領収証も何もないわけですね、佐賀県も、佐賀県内で送るものですから。早速、喫緊のことをお話ししますと、町民体育大会で29日の日に100円募金をして宮城県の石巻市の漁協に送ったわけですが、早速お礼の電話があつたわけですよ、もう大小にかかわらず厚意ですね、厚意について本当にありがとうございましたというふうな、即そういうふうなお礼等があつておりますから、今後ともそこら付近についてはもっと県とも本当に義援金のあり方、配分の仕方等々は再度また意見具申をしていきたいと思えます。

それともう一つ、これは太良町の観光協会がこの前十夜市の会議がありましたけれども、この分につきましても幾らか自粛をしたほうがいいんじゃないかというふうな意見がございましたけれども、これについてはもう従来どおりにやりますということで意見が出たのは、その中で支援金の募金活動をしたらどうかというふうな御意見等がございましたから、そういうような募金等々で皆さんたちをお願いして、募金が集まった場合は、また直接にそういうふうな被災地に太良町として送りたいと思つておるところでございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

地域防災の最後に、本町が受ける活断層についてであります。九州全体では6ないし7カ所の活断層が現在あるようになっておりますが、本町に近い活断層、先ほども答弁のほうで多良岳の南西断層、雲仙の断層がありますが、想定ではマグニチュード7.1と7.7をされておりますが、雲仙と多良岳、同時の活動地震と大分県日田の活断層の地震が連動して起きた場合、島原から大分まで九州が半分に割れるということもある研究者は発表しております。こういうこともありますので、もう少し活断層についての件についても研究されることを望んでおきます。

次に、経済対策に移りますが、経済対策の一環についてのT P P、環太平洋経済連携協定やF T A、自由貿易協定などの自由貿易化を叫んでいる現政府であります。交渉参加の是

非をめぐる論議は東日本大震災により当初は6月の予定を先送りし、事実上ストップをしておりますが、いずれこの問題は論議されることと思っておりますが、このTPP、FTA等の自由貿易化が行われた場合、本町への影響はどうかとお考えをお尋ねいたします。

まず第1に、1次産業へ及ぼす影響、2に商工業への影響、3、将来の本町への経済への影響をどう考えておられるのかお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

久保議員の2点目、経済対策についてTPPやFTA等の貿易自由化を叫んでいる現政府であるが本町への影響はどう考えるのかの1点目、1次産業へ及ぶ影響についての質問にお答えいたします。

政府はTPP参加について全国で開国フォーラムという国民参加の討議を行い、6月までに結論を出す意向でありました。ところが、3月11日に起きた東日本大震災の震災復旧への対応でTPP参加問題は先送りとなっております。TPP参加9カ国は5月19日にアメリカモンタナ州で閣僚級会議を開き、ことしの11月までに大枠合意に達するとの目標を示した声明を公表しております。このことは、少なくとも秋までには日本は態度決定を迫られることになるのではないかと考えております。

日本のTPP参加の是非について日本国内では活発な論議が行われております。主な論点といたしましては、関税撤廃によって製造業等の輸出産業は恩恵を受ける一方、外国から安い農産物が輸入され、国内の農家がダメージを負うということであります。我が太良町の1次産業へ及ぼす影響であります。環太平洋連携協定に参加した場合の現時点での正確な影響額の試算は極めて困難であります。参考までに国と同様に全世界を対象に、すなわち関税を撤廃し何らかの対策も講じない場合を前提とした佐賀県の試算結果をもとに太良町の影響額を計算しますと、町内の農業生産額は年間28億円減少することになり、町内農業は深刻な影響を受けることが予想されます。TPP参加によって経営難から廃業がふえれば、耕作放棄地などによる荒廃地の増加が加速することになり、病虫害や鳥獣被害の発生や水路、ため池管理の困難など生活環境の悪化を招き、生物多様性にとっても大きな影響を与えるものと考えております。

2番目の商工業への影響についてでございますが、TPPについては賛否両論さまざまな意見があるということをお認識をいたしております。日本が貿易立国を基本として多くの富を得ているということは、まず基本として考えなければならないと思います。現在の世界の貿易の枠組みの中で日本の産品が他の国の産品に比べて不利な取り扱いを受けるようなことがあってはならないと思います。グローバル競争の時代、加工貿易でしか生きる道のない日本にとって、このTPPへの枠組みへの参加について検討するということは、自国にとって有利な仕組みにする戦略だと思っております。しかしながら、我が国の農業、そしてもちろん太良町の農業に対して大きな影響を及ぼすことになるということをはっきりしている事実で

ございます。これがどの程度どういう形で影響が出るのかということについて政府から発表された数字は極めて大きなものですし、所管省庁ごとに考え方も、また前提もばらばらで、今何を信用したらいいのか、何を信頼していいのかわからない状況でございます。また、農業と商工業の利害が真っ向から対立する問題だけに、T P Pが農業対商工業という対立構図でばかり語られていることもT P Pの持つ問題点を歪曲化させていると考えております。経済界はグローバルな国際競争の中で血のにじむようなコストカットをしてるというのに、農業は甘やかされてばかりだと経済界が感情的になるのもわからなくはありません。しかし、ここは農業と商工業のどちらをとるかという二択問題ではなく、町民のために大切な両者をどう守り育てていくかという議論をしなければならないと考えております。太良町においては基幹産業である1次産業が壊滅的な打撃を受ければ、2次、3次産業へその影響が波及し、地域そのものが衰退につながるのではないかと考えております。

3番目の将来本町への経済への影響をどう見込むかについてでございますが、平成20年度の太良町の総生産額に占める農林水産業の生産額の割合は約20%、従業者数の割合では全体の35%を占めておりますので、T P P参加は農林水産業が壊滅的な打撃を受ける可能性が高いため、それに伴い他産業へその影響が波及し、太良町の経済に大きなマイナスの影響を与える可能性が高いと考えておりますが、いずれにいたしましても国の動向を注意深く見守っていきたいと考えております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

まず、T P Pの問題であります。日本としては町長も今言われましたように6月にしていた交渉参加の断念を、先送りいたしました。情報収集は続けており、今度行われますベトナム会議終了後に関係各省庁の担当者交渉参加、これは6月15日から24日の予定をされておりますので、派遣する方針であります。T P Pは太平洋周辺の国々の間で人、物、金、サービスの移動をほぼ完全に自由にしようという協定であります。一体どうしたら日本の農業、漁業を守るか、この論議をきちんと詰めた上でT P Pに臨むべきと私は考えております。希望ある1次産業の政策なしのT P P参加は賛成できない者の一人であります。まず、希望を持って1次産業の政策の提案が必要と考えますが、町としても今町長のお答えではそのように感じたところでございます。

日本の農家の大多数は兼業農家であります。就業者の平均年齢も65歳を超えてるのが現在で、後継者の方は週末のみでほとんど収入を会社等の勤務等からの給与所得が多い本町の現在ではなかろうかと考えます。また、1戸当たりの農地面積だけで見ましても小規模農家が多い本町、集約的では海外の大規模農業への太刀打ちはできません。農業競争力が率直に言って弱く、農家の抹殺ではなかろうかと考えてるところでございます。今必要なことは、望ましい状況は生産性の高い農業にとって安く安全な農産物が町民に届けられ、その結果、農

業従事者も十分な利益を上げられることと思います。農業関係者の人々はどうしたら生産性を向上されるのか、そのためにはどのような公的援助が必要なのか、現行、現状のままでは無理だと思うのと同時に農業従事者の方々も前向きに訴えてほしいし、農漁業の基盤を強くするために町としても指導が必要と思いますが、この辺町長どういうふうにお考えでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今、申されましたとおり、このTPPというのは、日本経済界のこれはもう外国との関税撤廃というのが目的だと思います。その波及が即農業に波及をしてるというふうなことで、太良町は1次産業主体でほとんどが飯米農家、特に現金収入が少ないためにこういうふうな後継者不足が、ほとんどはもう後継者不足になってるという状況でございますから、どうしたら1次産業の農業の金が入るか、所得ですね、所得額の向上をまず徹底せないかんということで、皆さんたちも議会にもいろいろお世話になっておりますけれども、そういうふうな6次産業化で特に農家の方に現金が入るような施策をしたいということで、今まで私が既に言いますとおり今まで生産、出荷だけの経営規模ではだめだと。結局、生産して、それに加工、販売する時代であるということで、幾らかでも農家の現金収入が入れば、当然若人の後継者も出てくるんじゃないかというふうなことで、これからはそういうふうな6次産業化に向けたまず基本を1次産業主体で2次産業がそれに附帯して一緒になって太良町の6次産業を進めたいというふうなことを考えております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

農水課長にお尋ねいたします。通告外ですので、答えがなかったらよろしゅうございますので。EPAについてちょっとだけお尋ねいたします。日本とEUの諸国は昨年EPA交渉に向けて共同検討作業を開始を決めたところでございますが、現在EPA締結をしている国または交渉を行っている諸外国はどのようなところがあるかということをお尋ねしたいんですが。わからなければ結構です。わかりますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

現在のところ把握をいたしておりません。

○8番（久保繁幸君）

5月末にペルーとの間で署名したEPA、日本との通商関係をさらに強化したいとペルーの新大統領は述べておりますが、どのようなものがEPAか、協定されてるのか、その辺を聞きたかったんですが、これはよろしいが、何でこれを言ったかといいますと、TPPは農業の分野だけの問題ではないということを言いたかったわけでございます。TPPは郵貯を含め金融全般に加え医療投資、工業製品、通信、公共事業など24項目にわたる幅広い自由化

を求めています。例えを挙げてみますと、日本語を話さない医師や現在職を求めている人が多い日本の国の中で低賃金の労働者の受け入れや訴訟大国アメリカの外国法事務弁護士の自由化も含まれます。農業、漁業などの1次産業の問題に話をすりかえる論議には疑問の念を禁じ得ません。今後の太良町としてのTPP、FTAの慎重な対応を願ひまして私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

最後、5番通告者、末次君、質問を許可します。

○9番（末次利男君）

議長の許可を得まして通告に従ひまして一般質問をいたします。

まず、林業行政のほうから質問をいたします。

まず、林業行政については、時代背景からちょっと話させていただきますけれども、我が国はさきの大戦で敗戦国になりました。当然ながら戦後復興、国家の再生は林業からということで、国策として全国的に一斉に植林事業がなされました。それから半世紀を過ぎまして、御多分に漏れず太良町も当然拡大造林としてあらゆるところに植林がなされて、現在かなりの面積が伐期齢を迎えておる現状にあります。そのような中で、当然ながら太良町におきましても昭和39年1月10日ですね、1月10日に分収林条例が制定をされております。当時8組合の中で分収契約をされておりますけれども、いよいよ50年、この条例の中でうたわれております50年以内という期間が間もなく到来をいたします。そういった中で、いろんな過去の事例を踏まえて今後どのように分収林契約を対応されるのか、その考えをただしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それから、その中であと優良材生産の利用促進についてもあわせて質問をいたします。

○町長（岩島正昭君）

末次議員の1点目、林業行政についての1番目の分収林契約の考え方についてであります。現在太良町分収林条例に基づき7分収造林組合と太良町の間で契約が締結されております。契約面積は63.28ヘクタールで、昭和39年4月から昭和42年4月までに契約が完了いたしております。契約期間は50年以内と条例に規定されておりますので、平成26年3月31日から平成31年3月31日の間に各分収造林組合との契約の期間満了を迎えることとなります。契約の考え方につきましては、太良町分収林条例、太良町分収林規則がよりどころになりますので、条例規則の規定を根拠とした契約の考え方になろうかと理解をいたしているところでございます。

2番目の優良材生産と利用促進についてであります。昭和54年に太良町森林組合において始まった枝打ち100万本推進運動を契機とし、無節材や幹の大きな材などの優良材の生産を進めており、多良岳材と称して銘柄化の確立に向けた多良岳材の産地づくり運動を関係機関と連携しながら展開してるところでございます。

また、低コストに木材を生産するための方法の協議やモデル地区での大型機械と作業路を組み合わせた利用間伐材の経費節減の実証試験など効率的な作業の研究にもあわせて取り組んでいるところでございます。

利用促進であります。第174回通常国会において公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が成立し、平成22年5月26日に公布され、同年10月1日に施行されております。この法律では、国や自治体は公共建築物の木材利用に努めなければならないと明記されております。国に利用促進の基本方針策定を義務づけ、都道府県や市町村にも独自に方針を定めることができるとしています。国が策定した基本方針では、建築基準法、その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすることなどが求められない低層の公共建築物について積極的に木造化を推進することとなっております。これまでも県と町と森林組合の3者で結成された検討会において多良岳山系の森林の現況や近隣製材工場の稼働状況等の調査や九州内の大規模な市場を視察して製材品の集出荷状況を把握したりして需要拡大についての研究検討を進めてきたところでございます。今後とも関係機関と連携して木材の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

先ほど答弁にもありましたように、昭和39年4月から昭和42年4月1日までの期間の中で8組合が当時分収林契約を町と契約をしたわけですがけれども、残念ながら平成14年10月22日に解除が成立をいたしております。このことについても、いろいろこのことをとやかく言うつもりはございませんけれども、当然先ほどの答弁にもありましたように、我々議会側にしても執行部側にしても条例規則に基づいた予算執行、事業推進が当然ながら求められている中で、中途解約という平成13年2月に中山、山根組合の両地区から中途解約の申し出、陳情があつておりました。その後14年10月22日にこれが成立をいたしております。そこで、当時いろいろ考え方はあつたと思えますけれども、最終的には政治決着という形で最大限の優遇をして中途解約が成立したという経緯がございます。そして、その後、契約期間まで本当に大体状況というのは8組合、そりゃ五十歩百歩ですね、高齢化がしているために、これから育てていくにはちょっとかなり難儀だということで解約の理由に上げられたわけですがけれども、そういうもろもろの理由がありまして中途解約が成立いたしました。その結果、当然条例では期間内にいわゆる50年以内に町もしくは組合と双方の話し合いの結果、伐採してその収益を6対4で分収するというのが条例の趣旨でございますが、当然当時は38年生だったと思えますけれども、当然多良岳材の育成マニュアルからすればヒノキで40年、杉で35年ということですので、若干まだ成林とは言えない、伐期齢に近づいておるけれども伐期にはまだ至っていないという状況の中で、苦渋の選択の中で育成費というのを標準育成費の2割を上乗せするというので政治決着を見たわけでございます。そういうことで、今回そういうも

ろもろのことを踏まえて、残った7組合の思いというものも若干温度差といいますか、意識の違いといいますか、そういったものがあると思う中で、いろんな選択肢が迫られていると思いますけれども、大体今先ほど答弁の中にありましたように、条例を遵守するということがもう大前提でありますので、そこで当然ある意味要望があるということは条例どおりではどうにもならんよと、今の状況ではどうにもならんということでございますので、そこらについては柔軟な対応ができるのかできないのか、まずその辺をどのような考えを持っておられるか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

現在、7分収造林組合のほうで今後早くて2年後の年度末に契約の満了を迎えるということになっております。昨年ですか、昨年の夏に各7分収造林組合の皆さんの組合の代表の方がお集まりいただいて今後の分収林をどうするのかというようなことで話し合いがされたというようなことを聞いております。その後、持ち帰って各組合の意思統一をされるというようなところまで聞いてとるところでございます。いずれにしても各組合の意向が重要じゃないだろうかと考えております。契約をさらに延長されるのか、契約満了に伴って分収をされるのかということの意向が重要だと考えておりますので、それに沿って今後対応していきたいと考えております。

○9番（末次利男君）

今回、質問に立った最大のことは、いずれにしてもまだ任期満了じゃないわけですけどもね、任期満了に近づいた時期でありまして、要するにこの意思決定、いろんな今後そういった今答弁をされたとおり7組合がどのような方向性を出されるのかということで、それについて町がどれくらいの柔軟な対応ができるのか、そういった意思決定の時期等は大体余りずるずるしてももう期間は迫るばかりでありまして、大体いついつまでごろにという決定の時期ですね、それとそのプロセスといいますか手順といいますかね、そういったところを明確にさせていただいて、当然その決定内容については双方の考え方を十分考慮しながら最終的に意思決定をしていただくということになるかと思ひ、ぜひともそのとおりにお願いをしたいというふうに思いますけれども、その辺をどのように、大体いついつ、例えばことしいっぱいぐらいにというその時期ですね、それとどういう手段をもってその時期を決めるのかというそういう手順ですね、そういったものをここでは明確に答弁をいただきたいという気持ちで質問に立っております。どうですか。

○町長（岩島正昭君）

これは分収林の問題につきましては、本当にさっき答弁でも申し上げましたとおりに、26年3月31日から31年3月31日までの間に7分収林組合の任期が来ると、契約期間が来るということで、もうこれはぼちぼちとそこら付近をどうするかという問題については検討

せないかんということで、ある程度山林運営委員会の中でも話はるる若干出ておるところで
ございます。まず、条例規則は、もう今議員おっしゃるとおりに第一ですから、その条例を
主体として各分収林の組合の方が代表者じゃなくして全体の皆さんがどういう意向を持って
おられるかというふうな把握をしていただきたいということと、いろんなプロセスがござい
ますけど、その単価の問題、これは13年2月に山根流矢地区の問題等々がございますけども、
あくまでそれを基本に全体の山がそれなりの手入れが違うと思うんですよ。この山について
は一生懸命手入れをしていただいた、この山についてある程度というたら失礼ですけども標
準的なものをしていただいたというふうな、山のそこら付近の単価、分収林額のプラス・マ
イナスは当然あってしかるべきじゃないかと私は思っております。というのは、それだけの
経費を投資していただいとるというふうなことだと、だから幾らかの差はつけないかんとい
うふうに思っております。だから、そこら付近は我々も素人ではありますし、山林運営委員
の委員さんあるいはプロの組合の皆さんたちにも立ち会っていただいて、そこら辺は現地の
ほうで検討したいというふうに思っております。時期につきましては、早速26年度ですから、
こういうふうな国内産の素材がもう安価な状態ですぐ現金となった場合には、これはもう即
できないもんですから、今年度、いわゆる23年度いっぱい、来年の3月31日までにはどうい
うふうなプロセスをもって仕分けをするかということを検討していきたいというふうで、ま
ず区の皆さん、分収林の組合の皆さんたちは今年度いっぱいはどうするかというふうな結論
を全体協議の中に諮っていただいて、そこら付近を町のほうに提出をしていただきたいとい
うふうに思っております。その皆さんたちの意向を踏まえながら、再度協議をして煮詰めて
いきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（末次利男君）

当然、条例の精神、中身を見ておりますと、収益配分ということになりますので、当然先
ほど町長の判断の理由につきまして、価値評価といえますか、材積評価というのは当然入れ
るという話でございますけれども、当然この中でうたわれておりますように、市場価格逆算
方式、これを取り入れるということで、それで分収比率を決めてありますので、当然それは
していただきたいということと、先ほど言われましたように全体意思ですね、代表者だけじ
ゃなくて全体意思を尊重した意思決定を考慮すると。それともう一点は、山根も当然ながら
そこには参考として入るんだらうということで、私も40年まで撫育するためにはどれくらい
かかっているかということで、標準的に今の価格、日当といえますか、に換算いたしまして経
費見積もりを私なりにしているところですけども、地ごしらえから植え付けまでですね、
当然保育間伐、もう利用間伐になればある程度収益が見込まれるということで、保育間伐ま
でを考えると、327人区、これは若干上下はあると思えますけれども、大体それくら
いかかって、今の日当に換算いたしますと350万円近く大体ヘクタールかかるということで

すよ。それで、今答弁にもありましたように非常に材価が低迷しており、なかなかこのままでは一気に上昇とは考えにくい面もありますけれども、一方では先ほどから質問もあっておりますように3月11日の震災、これがどれくらい落ちつく期間がどれくらいになるかは、ちょっとそこはそれこそ想定外のところもありますけれども、ここ二、三年のうちにはひょっとすればという震災特需がないとも限らないという状況にはあるわけですね。そういったところで非常に判断的には難しい時期だろうと思いますけれども、恐らく特需があるとなれば、恐らく民間あたりも大いに伐採意欲が旺盛になってくるんじゃないか、いわゆるややもすれば乱伐ということも考えて、次の質問と関連しますけれども治山治水問題があるような状況もなきにしもあらずということが考えられます。そういったことで、当然ながらそういったことも踏まえればどういう選択をした方がいいのか、先ほど課長も答弁のありましたように期間延長というとも一つの選択肢であろうと思いますし、条例変更というとも選択肢の一つだろうし、今の状況でプラスアルファ山根の事例を生かして育成費を上乗せするというのも選択肢の一つだろう、いろんな選択肢があると思いますけれども、そういった中で平成15年1月、7組合による収益配分の変更陳情が出ております。そこでは要するにまだ期間があるから、そのときに考えるという話で断ち切れております。却下されております。そういうことを考えますと、まさにそのときが来とるわけですね。当然結論を出す時期にもう来ているということで今年度中ということでございますので、そこらについてはそういったいろんな要素を勘案しながら、最終的には町と分収組合との話し合いによって決させていただきたいということで、それをお願いをしておきたいと思っております。

次に移ります。優良材生産と利用促進についてということで、先ほど私も言いましたとおり、言うまでもなく私は太良町の山というのは当然佐賀県一、日本一の山林王国を目指して枝打ち100万本運動ですか、森林組合を中心としてやってこられたわけですので、そりゃさすがにいい材ができていうふうには思っておりますけれども、残念ながら材価はまだ低迷のままということで、このブランドマニュアルというのは当然四寸角の無節材を40年で生産するというのが主な中身になっておるとは思いますけれども、比較的若齢木に付加価値材をつくるということですが、実際優良材は生産されたけれども、なかなか材価が見込めないという状況にあるというふうには思っております。そのような中でいろいろな施業の見直しとかという話も若干聞いたことがありますけれども、やはり太良町が本当に山林王国を目指すなら、そういったモデル的な大径木、そういったものは太良町には少ないわけですね、よその銘木、産地とすれば、比較すればですね。そういったことも今後ゾーン化をして、そういったものは当然目指すべきじゃないか、これは当然40年でその優良材を生産するというのももちろんそれは基本ですけれども、そういったものも考えはどうなのかということと、それから先ほど1回目の答弁の中でいよいよ国を挙げて、これは植林事業をやったわけですので、今回国を挙げてまたこの森林・林業再生プランというんですか、そういったものが示さ

れております。林業白書にもそういったものを明記されておりますけれども、利用促進について新たな局面にきたという状況にあると思います。そういった中で公共建築物の利用促進法といいますか、そういったものが施行されておりますけれども、我が町としても過去においても例えばたらふく館は町産材でやろうということで一つのモデル的にやられた、これはいろんな議論を醸しまして、しかしながらそのことについてはそれも過ぎ去ったことですので、それを轍を踏まないように今後太良町もいろんな公共物の建築予定というのが中期財政計画の中でも示されております。差し当たっては大浦小学校、それから多良中学校の社会体育館、それから給食センター等々が示されておりますけれども、このお隣の鹿島市あたりを見てみますと、木造のモデル的な公共建築物が建っております。最たるものは北鹿島の体育館ですね、それから能古見のふれあい館ですかね、ちょっとそういうところ、それから最近では高津原の公民館、こういったものがふんだんな木造を使ってまさにモデル的な建物を建てておられますけれども、残念ながら太良町にはそういったことがまだ見受けられないと。そこで、この法律の施行を踏まえて、町としても岩島町政としても木造による建物をやってみようかというようなシンボリックな考え方はお持ちでないか、その辺についてお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

まず、公共建築物で通常国会が174回で木材の利用推進の法律が成立したということがございまして、国が法律化した割にはRCづくりと木造の、木造でした場合の補助率の上積みがないんですよ。だから、そこら付近が国がそういうふうな法令化した場合は、木造でやった場合には国の補助あるいは県費は何十%上積みだというふうなことを示していただければ各市町村ももっと公共建築物につきましては木造建築等も奨励するんじゃないかと思っております。

それと、これが他市町村等でも定住促進住宅もうちもやりましたけれども、地元産の木材を使った場合は幾らプラスアルファですよというふうな政策がるるなっておりますけれども、この前の県の会議でも県は50万円やったですかね、上積みが、果たしてこれは県産木材かどこか、県外かって見分けがつかんって、どういうふうな格好でチェックをするんですかというふうな質問等々もあったわけですよ。だから、言いかえればどういうことかといいますと、各個人の注文者は坪幾ら、恐らく坪幾らぐらいでつくってくださいというふうな注文が来ると。そうした場合に請負業者は地元産で出しが悪い木材等々を利用した場合は材木費が上がるもんだから、幾らかでもコストが高い飛驒とかなんとかの杉材、角材等々を購入してそれを建築するに当たるというふうな状況がこの前の会議の中で惹起したわけです。だから、それについては多良岳産あるいは県内産というのはステッカーを張ったらどうか、そいなくばと、強制的に製材所に言うて、そういうふうなことの前向きで木材の推進については協議をいたしております。今後太良町につきましては、もう議員おっしゃるとおりに、とにかく

そこの道の駅等々も太良の木材の宣伝をやっておりますけども、給食センター等々につきましてももう木材でやりたいということと、若干大浦小学校の例も挙げていただいたわけですけども、私もあそこについては3階建てはまず無理であろうと、だから2階建てならば木造でいこうかなというふうな検討をしたったわけでございますけども、後で教育委員会のほうから提案すると思っておりますけども、何億円か違ったわけですよ、RCと木造の場合は。だから、補助率等々も勘定して、これはもうしようがないなあと、それでは内装等々については腰板とか床とかについては木材を使うような計画をせろというふうなことで指示をいたしてるところでございます。

以上です。

○9番（末次利男君）

いずれにしても冒頭申し上げましたように国策として植林事業を推進してきた以上、国を挙げて、また町を挙げて木材の使い道、使用の奨励ですね、これをやるのが、本当に苦勞して先人が本当に未来のために汗を流したこの苦勞に報いることじゃないかというふうに思いますので、努めてそういった思いを無にすることなくできる限り、そりゃできないとこをやれというような無理なことは言えませんけれども、できる限り、やっぱり公共でも率先して使うということではっきりと今回の法律も目標を明記しております。というのは、国産材50%を確立するということではっきりと数値目標まで立てて今回再生プランは立てておりますので、ぜひともそういった新たな政策の中にもぜひそういったものを考えの中に置いて進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目の防災行政に移ります。

日常生活の安全・安心を確保することが町行政の命題であると思っております。あらゆる災害から町民の生命と財産を守るために保安林の整備または地すべりの防止工事、急傾斜地崩壊防止事業、さらには家屋の移転までかつて予算の許す範囲で事業が進められてまいりましたけれども、今回同僚の久保議員の震災についての想定外という話からいろんな質問、詳しく質問をされておりますけれども、そういった中で日本じゅうが今後防災についての意識をもう一段レベルを高めようじゃないかというそういった学習の機会を一つ与えてくれたということで、当然我々地形上を考えてみますと、またかつての太良町の状況を見ますと、災害というのは忘れたころにやってくるとよく言われておりますが、世界じゅうでこの天候、気象変動といいますか、そういった中で、歴史上見たことがない、聞いたことがない、そういった災害が多発してるというのは現実的な問題としてとらえて、今後そういったものを改めて再点検する必要があるんじゃないかということで質問に加えたわけでございますが、そういった今の状況を再点検するという、まずそういう意識は恐らく先ほどの久保議員の質問からお伺いすることができたんですけれども、改めて治山治水対策、土砂災害対策あるいは防災施設の整備、防災体制の整備などいろんな観点から今後どのような具体的なことを考え

られるか、まずその点から質問をさせていただきます。

○町長（岩島正昭君）

2点目の防災行政についての1番目、治山治水計画についてであります。治山事業は森林法の規定により農林水産大臣が策定した森林整備保全事業計画に基づき計画的に推進されております。国民が安心して暮らせる社会の実現等を目標として安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水をはぐくむ森づくり、身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくりを図るため森林法及び地すべり等防止法に基づき国、県、町において実施されております。

治水事業におきましても河川法、特定多目的ダム法や治山治水緊急措置法に基づき安全・安心の確保、人の暮らしや自然環境との調和を図るよう計画的に国、県などの管理者により推進、実施されております。

主な事業内容は、治山では荒廃山地の復旧整備、荒廃溪流の整備、防災林造成、共生保安林整備、地すべり防止であります。治水では堤防による河川改修、総合治水砂防もしくは多目的ダム、調整池、排水機場災害復旧等であります。

今後とも関係機関と協議を進めながら、これらの事業を有効に活用して、安心して安全な太良町のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

2番目の地域防災対策についてであります。先ほど久保議員の地域防災計画についての質問に対する答弁の中でも一部触れておりますが、現在太良町が策定している防災関係の計画書としては、まず根本の計画となる災害対策基本法の規定に基づく太良町地域防災計画がございます。それから、太良町地域防災計画における津波に限った避難計画を避難者の状況や地域の実情に応じて具体化した太良町津波避難計画がございます。また、水防法に基づく太良町の河川、ため池、海岸等の洪水の水難に対処するための太良町水防計画書がございます。以上、3つの計画があり、これに基づいて災害に対応しているところでございます。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

まずは治山治水計画の1点、2点、これはもう一緒に質問をいたしますけれども、かつて予算の範囲内、もちろん当然そうですけれども、急傾斜崩壊防止事業というのが年次計画でずっとやってこられたわけですけれども、最近ちょっと計画がどうなっているのか、もう必要な箇所はないのかどうか、また崩壊防止事業についても林地、農林地、農地、こういったそれぞれの、これはもう採択基準というのがありますけれども、そういった中でそういった対象地域がないのかどうか、その辺の点検はどうされているかですね。

それと、きのう、おとといからの梅雨前線の雨量で本当に多良川、糸岐川、これは久々に濁流が流れるという状況を見ました。まだ今まで災害があったころまでには、当然山滑りが起きて、樹木が橋の欄干とかにかかって大きな災害が発生したという事例が見受けられたんですけども、ほとんどそういうことも見受けられず、ただ濁流がかなりの水位で流れてい

たという状況で、特別な災害がなかったよかったなという状況ですけれども、そういった今幸いにして材木の価格が安いから伐採があってないし、それが乱伐を防がれる原因になって災害も発生しておりませんし、当然ながら非常に太良町は枝打ち間伐ですか、適正管理がなされておまして、そのまま放置すれば本当にこういうときは地すべりが起きる可能性があるわけですけれども、それもなくして、非常に山が安定しているということで、この平地の河川についてもスムーズに流れている状況であります。そういった今までとすれば先ほども言いましたように想定外ということで若干考え方をもう一ランク上げる必要があるという観点から、崩壊防止についてもどういった手順で事業を上げられているのか、当然地域からの要望もこれは重視されると思いますけれども、そういった調査活動はされておるかどうか。今後当然されるべきであろうと思うんですけれども、その考えをちょっとお尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

農林水産課所管の治山事業で申しますと、治山林道協会という関係機関がございます。こちらのほうで要望なり協議をして、市町がやる分についてはそこで要望を上げると、あとの事業につきましては県ないしは国において調査をされて実施をされております。これ平成21年度の実績でございますが、山地災害総合減災対策治山火山ということで、これは上中山のほうで約2,000万円の工事をされております。それから、保育というようなことで、これは字糸岐のほうですが、保育間伐というような治山のメニューに乗った間伐がなされております。あとは県単治山というようなことで7,800万円、これは大字多良のほうでございます。21年度に町が実施したのが農林地崩壊防止事業というようなことで144万円で実施をいたしております。いずれにしてもそういうことで市町の要望なり管内のパトロール等において緊急を要する箇所については順次事業を実施をするというような流れで進んでおるところでございます。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、土木サイドのほうでは、急傾斜地崩壊防止事業というのが3つの種類がございます。まず、急傾斜地崩壊対策事業、これは大規模な急傾斜地の崩壊に対する事業であります。県事業となっております。

次に、小規模な急傾斜地の対応として急傾斜地崩壊、今度は防止事業ですね、防止事業のほうが市町の事業となっております。これは県の50%補助となっております。最近では道越地区と亀ノ浦地区でこの事業を行っております。

次に、災害の対応として農林地崩壊防止事業というのがあります。この3つの種類がございます。

現在、特に地元のほうから事業をとるという要望は私のほうでは把握はしておりません。この

急傾斜地崩壊の指定につきましては、県のほうで調査をして指定をしております。平成15年度だと思いますけど、県のほうで一覧表とか箇所の計画を立てられて、その後追跡調査ということで現在防災ボランティアというのが県の職員のOBさんとか県の職員さんとかで構成されてる組織があります。こういった防災ボランティアで年に数カ所の追跡調査をされているということを聞いております。

次に、河川の対応でございますけど、河川は二級河川は県の管理となっております。しゅんせつとか護岸の補修、それとかヨシの伐採とか、そういったものを県のほうで行われておりますけど、今年度の太良町内の事業としては、見込みとして約2,000万円の事業費を確保しているということを聞いております。既に護岸の補修、これは江岡地区と伊福地区、それと田古里川のしゅんせつを発注されておりますので、これが合計で約1,300万円ぐらいだと聞いております。残りの700万円程度で今年度はあとヨシの伐採等が行われるんじゃないかということで思っております。

以上です。

○9番（末次利男君）

今、るる事業名あたりを説明をしていただきましたけれども、本町にとってもかつて昭和37年の豪雨によって本当に多くの人命と財産が失われたという歴史的な大きな災害がっておりますし、そういったことを踏まえて、それとまた震災の教訓としてやはり想定範囲じゃなかったという話もありますし、そういったものから、行政の最大の仕事として安全・安心で住めるまちづくり、これは最大のテーマであると思っておりますので、ぜひともそういった面について再度点検をして、その海岸線についても行政ゾーンのところはかさ上げがなされておりますけれども、太良町は海岸線と集落が隣接したところが結構ありますけれども、そういった面もかさ上げの必要はないのか、そういった面の再点検ですね、そういった仕事、財源の裏づけも財政課長大変だろうと思っておりますけれども、そういったことをするために当然太良町の景気対策にもつながることだし、安全対策にもつながるということもございまして、ぜひともそういった点検をしていただきたい。

それと、特別今回ほとんどのヨシがこの雨量で流れております。それで、そういったところでちょこちょこ二級河川の中に木が植えてるという指摘もございまして、こういったところもちょっとしたことが災害を未然に防ぐ防災につながるわけですので、そういったところも点検をして、必要があれば県なり必要なところに相談をしながら要望しながらやっていただきたいというふうに思っております。

続いて、3点目の山の名称変更についてということで質問をさせていただきます。

この質問については、当然もうここで一区切りをしようという思いから今回質問に立ったわけですが、前回は質問をいたしております。けれども、いよいよ岩島町政になってから質問をいたしたわけですが、そのときの答弁の内容については、その原因や名称

変更に至った経緯を確認されて結論を出す前に突然百武町政のときですから突然結論を出す前に急逝されたということもありまして、その後そのままに放置、結論が出ていなかったということで、再度岩島町長になってから質問をいたしましたけれども、この調査結果を一度私なりに検証いたしましたして答えが出るよう検討してみたいという答弁をいただいております。そこで、ここでどのような答えが出たのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

3点目の黒木岳の改名についての考え方についてお答えをいたします。

山の名称変更につきましては、今までの調査結果をいま一度私なりに検証いたしました、当時の変更に至る意思決定の経緯は解明されませんでした。御指摘の名称変更につきましては、昭和58年の修正変更から28年が経過し、黒木岳の名称を変更するに当たっては、さらにそれ相応の理由が必要だと考えます。住民の皆様の気持ちはわかりますが、現在ではメリット、デメリット及び他市との関係等を考えると慎重にならざるを得ないかと思っております。以上でございます。

○9番（末次利男君）

慎重にならざるを得ないというのはわかりますけれども、私もこの件につきましては相当調査活動をして資料も持っておりますけれども、これを一々言ってもどうもならないこともありますので、まずは変遷と経緯について簡単に町民の皆さんもわかっていただくという観点からさせていただきます。

この一ノ宮岳及び黒木岳の国土地理院地形図記載変遷と経緯について。一ノ宮岳という山名は我が国の基本図だった5万分の1地図には明治37年発行の大日本帝国陸地測量部の製作以来ずっと佐賀県、長崎県の県境上にあつて地元民が一ノ宮さんと呼ぶ石碑のある山峰を記載されておりました。それが地形図の実測図が5万分の1から2万5000分の1に移行した昭和40年代に2万5,000図の881メートルの標高点に黒木岳と誤記された、これが大きな出発点になっております。そのことが太良町国土地理院への訂正を申請し、その一ノ宮岳石碑のある山峰に戻されたと、もとに戻されたということで、そのもとに戻されたところを黒木岳というふうに改名をされておるといふことです。まず、ここが誤記された大きな出発点になるわけですね。もともと多良岳山系には黒木岳という、その辺一体には黒木岳という地名はなかったわけですが、新たにそこで新山名が誕生したということです。その黒木岳という名称がなぜつけられたのかということで私も諫早市の図書館に行って当時の江戸時代の諫早家の領内地図を閲覧をさせていただきました。そこがクロキノ尾と記されておったということが黒木岳になったんだらうというふうに思っておりますし、最終的には日本地名研究所会員の今諫早在住をされておりますS氏と当時の太良町の担当課長S氏、この人も、それと担当係長T氏と山林所有者A氏ですね、これ東京在住ですけども、ここの会話で黒木岳に改名されております。これはもう事実議事録が残っておりますので。そういうことはちゃんと

判明はしておりますけれども、非常にこの変遷と経緯については残念ながら太良町民に広報をされていなかったというのが大きな行政としても誤りであろうと。当時山間地域に住むそこを仕事場にする人もそういうことはない、この問題は小長井からもクレームが出とるわけですよ。これは事実ここに記録として残っております、どなたが担当でどなたがクレームを出したのかということも出ておるんですよ。そういった中で、しかしもう現在では山歩き地図とかいろんな地図上に黒木岳と記されております。そこもここも最終的にどこに落としどころをするのかということですが、最終的にはもう町の判断にゆだねるということで収束をしたいと思いますので、再度その点についてどのように考えておられるか質問をして最後の質問といたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

先ほど町長が答弁したとおり慎重にならざるを得ないと、こういうことがありますので、町としましても町が今作成している管内地図等もございます。そういうのについても、今現在作成してあります地図等についても、今度作成するときには当然国土地理院の2万5000分の1の地図を利用しますが、利用するときに必要なものと必要じゃないものというのをそういうときは町が当然して加筆しなければならないと思っておりますので、住民の方が必要とするそういう地図等、管内地図等については、当然そういうものの中身を参酌しながら加筆を加えながらしていきたいと思っております。

以上です。

○9番（末次利男君）

これで終わります。

○議長（坂口久信君）

これで一般質問を終了いたします。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時14分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 末 次 利 男

署名議員 山 口 光 章